

明治大学 ELM

医事法学界の歩み 2021 年度

【責任編集】

明治大学 ELM 運営委員会

【監修】

丸山 英二 神戸大学名誉教授

【執筆担当 (50音順)】

和泉澤 千恵 明治大学 ELM 客員研究員
昭和大学保健医療学部講師
神坂 亮一 明治大学 ELM 客員研究員
川村学園女子大学生活創造学部講師
小谷 昌子 明治大学 ELM 客員研究員
神奈川大学法学部准教授
船橋 亜希子 明治大学 ELM 客員研究員
創価大学法学部講師

【資料収集・執筆協力・編集 (50音順)】

倉内 悠 明治大学 ELM スタッフ
菅原 梓 明治大学 ELM スタッフ
高嶋 里枝 明治大学医事法センター研究員

目次

巻頭言—学界回顧の回顧	p1
I 学会等の動向	
1 日本医事法学会	p3
2 日本生命倫理学会	p3
3 その他	p4
II 文献紹介	
1 医事法一般・記念論文集	p7
2 医療安全・医療事故	p9
3 医療過誤（民事）	p11
4 医師患者関係	p12
5 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任	p14
6 医療専門職・医療機関	
1) 医療専門職	p15
2) 医療機関	p17
7 薬機法関連（医薬品・医療機器）	p18
8 医学研究	p22
9 医療政策・医療制度	
1) 医療政策	p29
2) 医療制度（医療制度史を含む）	
(1) 概論	p30
(2) 地域医療制度	p32
(3) 医療保険制度	p33
(4) 救急医療・災害医療	p34
10 生殖補助医療・人工妊娠中絶	
1) 生殖補助医療	p36
2) 人工妊娠中絶	p38
11 終末期医療	p41
12 移植医療	p43
13 精神医療	p46
14 医療と情報（含：医療 AI）	p48
15 公衆衛生・地域保健	p52
16 その他	p58

巻頭言——学界回顧の回顧

今年の春 3 月に E L M 資料館の神坂亮一先生から本巻頭言を書くようにとのご依頼を受けた。そのときは、学界回顧と自分の関わりを書けば良いかと簡単に考え、お引き受けしたが、神戸大学を定年退職する際に文献資料の大半を処分しており、資料に基づく回顧談がむつかしいことを 6 月になってようやく自覚し、歯がみするも、致し方がないところなので、あいまいな記憶による駄文で本欄を埋めることをお許しいただきたい。

私が法律時報の学界回顧・医事法を担当したのは、1977 年～1979 年の各 12 月号においてであった。明治大学 E L M ウェブサイトに収められた宇都木伸「医事法学界の歩み 2016・巻頭言」にも書かれているように、法律時報学界回顧に医事法の分野が追加されたのは 1974 年 12 月号のことで、以後 3 年間は宇都木先生と平林勝政先生が執筆に当たられた。唄（孝一先生）シューレの屋台骨を担うお二人が担当されたことはまことに人を得たものであった。

それに引き換え私は、学界回顧の依頼を受けたとき、日本医事法学会に入会してまだ 2 年ほどしか経っておらず、学界事情に通じていたとはとても言えない状態であった。私にとって初めての医事法学会総会（1975 年、第 6 回）は本郷の学士会分館で開催され、会場に早めに着いた私は先着されていた丸山正義先生（SAM のお父上）にご挨拶させていただいた。私の名刺をご覧になって「同じ丸山じゃねーか」と江戸言葉で応じて下さったように記憶しているが、定かではない。大会を記録した法律時報 47 卷 10 号（1975）には、『医師の診療過誤に就て』（司法省調査課、1934）の著者として有名な丸山正次弁護士（正義先生の叔父にあたる）のご発言は記録されているが、正義先生の発言は見当たらない。

ともかく、1977 年からの 3 年間は、法律時報末尾の文献月報に目を通し、医事法関係の文献を選定、入手し、各文献に目を通して、カードに整理し、原稿の作成に向かったように思う。とりあげる文献は購入したり、本務校の図書館や資料室でコピー（当時は湿式のものが多かった）したりしたが、手に入らないものがかなりあった。この仕事の前、1977 年はじめに一応書き上げた助手論文の作成にあたっては、米国の資料について、雑誌・大学紀要の刊行元や古書店に依頼して網羅的収集に努めた。その経験を踏まえて、学界回顧原稿の作成においても、刊行元や執筆者に依頼したり、法律時報編集部をお願いしたりして入手に努めた。原稿のスタイルについては先行の宇都木先生・平林先生のお手本があるので、それに倣って一所懸命に仕事をしたつもりであったが、いま読み返すと生意気なところが多く、身が縮む思いである。

私はその後、年報医事法学の文献目録の作成にも携わらせていただいた。こちらでは 1986 年に本務校からパソコンの試行的導入を受けた（学部で手を挙げた 3 名の一人だった）こともあり、1987 年の年報 2 号以降は、「The CARD」というカード型データベース・ソフトを用いて原稿作成に当たった。今だとエクセルなどを使うところだが、当時はまだデータ処理

用のソフトウェアの仕組みが理解できておらず、分類コード、著者、文献名、典拠、簡単なメモを画面の指示に従って入力し、分類コード順に出力して悦に入っていたことを思い出す。

近年、自分の仕事に意見を述べてくださる方から教えられるところが大きいことを痛感している。もはや自ら学界回顧を担当する能力はないが、本欄を担当される先生方には、それによって裨益する者には著書・論文の執筆者が多く含まれることをご理解いただき、その労多き仕事を続けていただくようお願いして、巻頭のことばに代えさせていただきたい。

丸山 英二（神戸大学名誉教授）

I 学会等の動向

2021 年度も法学分野の学会は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン開催がスタンダードな開催方法であったように思われる。本項においては、2021 年度に行われた日本医事法学会、日本生命倫理学会を中心に、担当者が把握できた限りで紹介する。

1 日本医事法学会

2021 年 11 月 21 日に、**第 51 回研究大会**が Zoom ウェビナーにより開催された。本年度は、ミニシンポジウム 2 本、個別報告 2 本という構成であった。午前のミニシンポジウム 1 は「『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」と題し、2019 年 9 月にいわゆる大阪タトゥー事件最高裁決定が下され約 1 年経過した時点における、刑事法、医事法、憲法の観点からの再検討を行なった。米村滋人「企画趣旨」松宮孝明「『タトゥー事件』からみる『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味、神馬幸一「医業概念における『医療関連性』要件の正体は何か」、小谷昌子「医事法学の立場から——あらためていま、医行為を問い直す」、小山剛「職業の自由と医行為」の各報告ののち、総合討論にて活発な質疑応答が交わされた。個別報告は、稲葉実香「安楽死要件を再考する——比較法の観点から——」、岡田希世子「インターネット広告における医療広告規制の課題」の 2 題。

午後のミニシンポジウム 2「新型コロナウイルス感染症その後：ワクチン接種に焦点を絞って」は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の関連であるが、本年はとりわけワクチン接種に着目してシンポジウムが組まれた。企画趣旨ののち、森澤雄司「医療現場で考える新型コロナウイルス SARS-CoV-2 の諸問題」、坂元昇「地方自治体における COVID-19 ワクチン予防接種の課題」、秋元奈穂子「緊急時の公衆衛生と薬事承認——日米比較」、丸祐一「ワクチン接種をめぐる差別的取り扱いの倫理的・法的・社会的問題 (ELSI)」の 4 本の報告を受けて、総合討論にて登壇者間での議論や質疑応答がなされた。本研究大会の様子は、2022 年夏頃発行予定の年報医事法学 37 号にて掲載される予定である。

2 日本生命倫理学会

第 33 回年次大会「生命倫理学の転換期」は、2021 年 11 月 27 日・28 日にかけて Zoom ライブ配信で開催され、その後 12 月 12 日まで Web 上での公開がなされた。

初日は、公募ワークショップ「地域における臨床倫理支援」、公募シンポジウム「臨床倫理コンサルテーションの境界を探る」が開催され、大会企画シンポジウム「臨床倫理委員会と臨床倫理コンサルテーションの現状と課題」では、丸山英二「臨床倫理委員会の現状と課題」、長尾式子「臨床倫理コンサルテーションの現状と課題」、井田良「臨床倫理委員会と臨床倫理コンサルテーション——刑事責任からの防壁？」の各報告がなされた。

2 日目は、公募ワークショップ「新型コロナウイルス (COVID-19) パンデミックと当事者・市民共同参画——『命の選別』に関する徹底討議」、公募シンポジウム「COVID-19 と終末期医療——日本、韓国、台湾と英米の比較を通して」、公募ワークショップ「小児医療におけるアドバンス ケア プランニングの理念定義とその主体の曖昧さ」、学会企画シンポジウム「安楽死法と『私生活の権利』——生命の権利と人間の尊厳」では、盛永審一郎「オランダ安楽死の法と倫理」、小林真紀「ヨーロッパ人権条約 9 条の射程——『私生活の尊重』に基づく死をめぐる決定」、本田まり「安楽死と『私生活を尊重される権利』——ベルギーにおける法的状況」、品川哲彦「ドイツ連邦裁判所判決の投げかけるもの」の各報告がなされた。その後の質疑応答では、当該問題に関する日本の刑事責任の理解に混乱も見られた。

オンデマンド配信された一般演題として、神馬幸一「なぜ、オーストリアは、自殺幇助罪を違憲と判断したのか——当地の医師介助自殺に寛容な判例動向の分析」。

3 その他

以下、その他の学会・シンポジウムについてであるが、本年は知りえた限りで挙げることにする。

日本賠償科学会は、2020 年 6 月に開催予定だった**第 76 回研究会**（シンポジウム「医事紛争が当事者となった病院の運営・医師その他の医療スタッフに及ぼす影響——損害賠償以外の側面からみた影響について」）を 2021 年 6 月 5 日に開催した。藤田眞幸「医事紛争が当事者である病院、そして患者側に及ぼす影響——序論」、水沼直樹「医事紛争が当事者に及ぼす影響——刑事責任と行政処分面から」、吉村公雄「医事紛争が当事者に及ぼす影響——病院の公的資格認定の面から」、田村桂一「医事紛争が当事者に及ぼす影響——病院の紛争に伴い必要となる費用負担・会計の面から」、武市尚子・松石和也「医事紛争が当事者に及ぼす影響——医師賠償責任保険の面から」、森山満「医事紛争が当事者に及ぼす影響——風評被害、マスコミ報道と対応上の注意点」、上拾石哲郎「医事紛争が当事者に及ぼす影響——医師・患者側の有形無形の負担について」の各報告および総合討論。また、**第 78 回研究会**が 2021 年 12 月 4 日に開催された。会長講演・平沼直人「日本版救助者保護法の制定に向けて」のあと、シンポジウムにおいては有賀徹「なぜ医療者の免責が必要なのか——我が国医療の置かれた現状」、小賀野晶一「隣人の賠償責任——緊急事務管理、いわゆる隣人訴訟を題材に」、

児玉安司「ドクターコールの法律論——応招義務、COVID-19 の臨床から」、鈴木健介「救急救命のスペシャリストは如何に——プライベート、院内業務の場で」の各報告および、総合討論がなされた。

2021 年 6 月 11 日に日独交流 160 周年記念オンラインシンポジウム「コロナパンデミックと憲法問題」がオンラインで催行された。

2021 年 7 月 8 日に AI 法研究会は「AI×法・倫理シンポジウム」をオンラインで実施。

日本学術会議公開シンポジウム「新型コロナワクチンを正しく知る」は、2021 年 7 月 17 日、「コロナ禍におけるトリアージの問題——世界の事例から日本を考察する」は 2021 年 8 月 29 日、「移植・再生医療の現在の課題」は 2022 年 2 月 14 日にそれぞれオンライン開催。

上智大学生命倫理研究所は、2021 年 9 月 11 日に、創立 10 周年記念シンポジウム「生命倫理に何ができるのか?」、および、第 13 回上智大学・慈恵医大ジョイントシンポジウム「ゲノム医療を巡る諸問題」を催行した。

京都大学法政策共同研究センター設立記念シンポジウム「自由の保障と公共の役割——コロナ禍が突き付けた課題——」が 2021 年 9 月 16 日に催行された。服部高宏「自由の保障と公共の役割——コロナ禍が突き付けた課題——」、松尾陽「コロナ禍対応における法の境界を問う」、土井真一「コロナ禍における人権制限と補償」、稲森公嘉「コロナ禍の中の病床の利用規制」、吉政知広「新型コロナウイルス感染症の契約関係への影響」、パネルディスカッション「自由の保障と法の在り方——コロナ禍が突き付けた課題——」、児玉聡「パンデミックと倫理学」、原田大樹「コロナ禍の中の国と地方公共団体」、待鳥聡史「顕在化したコーディネーション問題——政府間・政府内関係を中心に——」、パネルディスカッション「公共の役割と分担——コロナ禍が突き付けた課題——」。

ドイツ科学・イノベーションフォーラム東京主催「医療・医学研究における患者参画とデータ保護とそれに関わる倫理的・法的・社会的問題 (ELSI)」は 2021 年 9 月 17 日にオンラインで実施。東京大学大学院人文社会系研究科死生学・応用倫理センター主催「医療・介護従事者のための死生学セミナー」および東京大学現代日本研究センター主催「コロナ禍における社会の分断——ジェンダー格差に着目して」は 2021 年 9 月 19 日にオンラインで実施。なお、東京大学大学院人文社会系研究科死生学・応用倫理センター主催の臨床死生学・倫理研究会が定期的に開催されている。

日本医師会主催「AI (人工知能) ホスピタルによる高度診断・治療システム成果発表シンポジウム 2021」は 2021 年 10 月 16 日にオンラインにて開催。

大東文化大学法学研究所第 31 回公開シンポジウム「出生前診断の法的課題」は 2021 年 11 月 10 日にオンラインにて催行され、本田まり、渡辺基子両氏が登壇した。

患者の権利法をつくる会主催のオンラインシンポジウム「コロナ禍の日本で、明日の医療を考える——医療基本法と患者・医療従事者の権利」は 11 月 13 日に開催された。

AMED・JST-RISTEX 連携セッション「COVID-19 における倫理的・法制度的・社会的課題 (ELSI) を考える——多様な研究開発の視点から——」は 11 月 23 日にオンライン開催。

「第 10 回 DPI 障害者政策討論集会」は 11 月 27 日にオンライン開催。

「『事例から学ぶ「医療事故調査制度」活用 BOOK』出版記念シンポジウム ～医療事故を再発防止に活かしてほしい～」が 2021 年 12 月 12 日にオンラインで開催された。

インスティトゥト・セルバンテス東京・早稲田大学先端社会科学研究所共催国際シンポジウム「日本とスペインにおける臓器提供——スパニッシュモデルの可能性」は 2022 年 1 月 24 日および 25 日の二日間に亘ってオンラインで開催された。

「生殖補助医療・社会的養護による LGBT の家族形成支援システムの構築」（研究代表者・二宮周平／日本学術振興会課題設定による先導的人文学・社会科学推進事業実社会対応プログラム）主催の公開シンポジウム「生殖補助医療・社会的養護による LGBTQ の家族形成支援システムの構築」は、2022 年 2 月 19 日にオンラインにより開催された。第 2 部「生殖補助医療の利用と課題」では、日本でも 2020 年 12 月に新法が立法された生殖補助医療について多角的な観点から議論がなされた。石原理「生殖補助医療の現状と多様な家族のかたちへの対応」、小門穂「生殖補助医療の公的管理と子の出自を知る権利」、遠矢和希「ドナーの利他性～尊厳の確保と非匿名」、日比野由利「代理出産者への配慮の可能性」、建石真公子「生命倫理の観点から～フランス生命倫理法の改正も踏まえて」、渡邊泰彦「法律上の親子関係」。

(小谷 昌子・船橋 亜希子)

II 文献紹介

今学界回顧での紹介の対象とする文献は、原則的には、法律時報 2021 年 4 月号から 2022 年 3 月号までの「文献月報」に掲載された文献である。もっとも、すでに昨年度版にて紹介した文献は割愛し、また、文献月報に掲載されていない文献や対象期間以外の時期の文献も必要に応じて適宜紹介していくことにする。

なお、書評・法令紹介・判例評釈等は原則として割愛し、その他文献の紹介も必ずしも網羅的ではないことを予めお断りしておく。

1 医事法一般・記念論文集

まず、主要関連学会の学会誌につき簡単に紹介しておく。

年報医事法学 36 号は、日本医事法学会第 50 回研究大会（2020 年開催）の記録を中心とする。個別報告として、小門穂「フランス生命倫理法改正と『母親』の変容」（10 頁以下）、古城隆雄「面で支える医療体制を実現するための法制度上の課題——山口県の事例をもとに」（16 頁以下）、松井菜採「自由診療分野における医療被害の救済と防止のあり方を考える——美容外科医療及びがん治療の民事判例検討をもとに」（24 頁以下）。シンポジウム「感染症と医事法」は磯部哲「企画趣旨」（31 頁以下）のほか各報告および指定発言、総合討論を収録するが、「15 公衆衛生・地域保健」の項目で詳しく取り扱う。また、2020 年 8 月に行われた特別 WEB シンポジウム「感染症対策の法と医療」の記録として、米村滋人「特別 WEB シンポジウム『感染症対策の法と医療』の開催について」（124 頁以下）を掲載する。その他、判決紹介、文献紹介、医事法トピックス、法令解説、2020 年医事法関係判決目録が収録されている。

なお、日本医事法学会第 50 回研究大会の記録としては、後掲・北尾仁宏「第 50 回日本医事法学会研究大会」医事法研究 4 号 65 頁以下もある。

生命倫理 31 巻 1 号（通巻 32 号）は、第 32 回日本生命倫理学会年次大会プログラム（当日の記録）のほか、依頼論文 2 本、報告論文 5 本を収録する。

甲斐克則責任編集「医事法研究」4 号（信山社）は、永水裕子「テキサス州事前指示法の下における生命維持治療中止手続とその問題点——より公正な手続保障を求めて」（1 頁以下）、小林真紀「フランスにおける終末期医療関係法が抱える課題——持続的な深い鎮静を要請する権利に関する——考察」（31 頁以下）と、終末期に関して他国の状況を参照しつつ考察する論攷が掲載された。また、国内外の動向として、阿保綾子「臨床研究法の成立とその後の運用状況および課題」（49 頁以下）、北尾仁宏「第 50 回日本医事法学会研究大会」（65 頁以下）、

畑中綾子=土屋裕子「小児医療における子どもの『最善の利益』の決定と『司法の役割』に関する調査研究」(75 頁以下)、中部貴央=竹内治「医療紛争解決における ADR と相談——利用者調査を手がかりに」(89 頁以下)、森本直子「アメリカ合衆国連邦最高裁判所のルイジアナ州人工妊娠中絶規制違憲判決——June Medical Services v. Russo, 140 S. Ct. 2103 (2020)」(107 頁以下)の 5 本の研究者および実務家による論攷を収録する。そのほか、「医事法ポイント判例解説」5 本および「書評」3 本を収録。

川崎富夫『錯覚の医事法学 よき医療とよき司法のための提言』(信山社)は、長年医事法研究も行って来た医師である著者が医と法の立場の相違を明らかにしつつ、共通認識をもつことの重要性を説く。なお、同書の書評として大谷實「川崎富雄『錯覚の医事法学 よき医療とよき司法のための提言』」判例時報 2493 号 146 頁がある。

帝京法学 34 巻 2 号 357 頁以下は小特集「帝京大学における医事法研究の現在」を掲載した。企画の趣旨などは長島光一「医事法の全体像と各法分野とのつながり：企画趣旨に代えて」359 頁以下を参照されたい。

生命倫理の分野においても注目すべき文献がある。医学的無益性、すなわち「医学的に見て患者に対して回復という利益をもたらすことができない試み」について、ローレンス・J・シュナイダーマン=ナンシー・S・ジェッカー(著)、林令奈=赤林朗(監訳)『間違った医療 医学的無益性とは何か』(勁草書房)は様々な観点から考察する。

村岡潔=山本克司編著『医療・看護に携わる人のための人権・倫理読本』(法律文化社)は主に看護師をはじめとした医療スタッフに向け、医療現場で生じるさまざまな倫理的課題、医療事故などに関連した法的問題について解説する。ケーススタディも収録。

谷田憲俊『みんなのやさしい生命倫理 生老病死』(NPO 医薬ビジランシセンター)は比較的平易な言葉で、命の誕生をまさにカップルの誕生から迎えることにより人の生命について述べる。

小賀野晶一=古笛恵子編『交通事故医療法入門』(勁草書房)は損害保険会社の代理人をつとめる弁護士を中心とした執筆陣による交通事故に特有の医療問題につき、最新の医学的知見を提示するとともに、法律問題につき検討する。

姫嶋瑞穂『医事法学入門』(成文堂)は第 2 版に、塚田敬義=前田和彦編著『生命倫理・医事法』(医療科学社)は第 3 版に、それぞれ改訂された。

なお、私家版という形ではあるが、塚本泰司『医療と法 II 臨床医のみた法規範』(尚学社)が上梓された。インフォームド・コンセント、医療契約、終末期医療、臓器移植など多岐にわたる。同書は明治大学 ELM にて閲覧できる。

(小谷 昌子)

2 医療安全・医療事故

本項においてはこれまで同様、リスクマネジメント等も含めた医療安全、訴訟や法的責任とは一応切り離された医療事故という事象に関する文献を取り扱う。

米国において、医療ミスは米国で心疾患と癌に次ぐ死因の第 3 位に浮上する可能性がある——英医学誌 BMJ に掲載された論文の話題から始まるダニエル・オーフリ著・勝田さよ訳・原井宏明監修『医療エラーはなぜ起きるのか 複雑なシステムが患者を傷つける』（みすず書房）。内科医でもある著者が、患者の安全という観点から、ときには自らの経験も踏まえ、医療ミスの様々な要因を明らかにしようとする。

中村崇明「医療事故訴訟の状況——医療安全に向けた取組と課題——」調査と情報 1173 号 1 頁以下は、医療事故訴訟現況および医事紛争解決や医療安全のための諸制度の概要や現状を網羅的に紹介するとともに、米英における関連制度を概説する。

そこでも言及されているが、今期は医療 ADR に関する論文が複数みられた。渡辺千原「ポスト司法制度改革期における医療事故紛争の脱訴訟化と司法アクセス」立命館法学 393 = 394 号 844 頁以下が、民事司法改革の中での「専門的知見を要する事件」（専門訴訟）と位置付けられた医療過誤訴訟・医療 ADR の取り組みを概観し、医事紛争における司法アクセスの拡充の成果と課題について考察する。渡辺千原=中部貴央=佐藤伸彦=平野哲郎「利用者から見た医療 ADR——医療紛争相談センター利用者インタビューから描く実情と課題——」立命館法学 396 号 1 頁以下は、医事紛争の解決において医療 ADR がいかなる役割を担うか、いかなる医療 ADR が当事者のニーズに合致するかとの問題意識から、医療専門家関与型・本人参加型の医療 ADR である医療紛争相談センターの利用者のインタビューを分析する。中部貴央=竹内治「医療紛争解決における ADR と相談——利用者調査を手がかりに」医事法研究 4 号 89 頁以下も、医療 ADR 機関の利用者調査をもとに、調停前に医療紛争に関する相談を実施する意義に関する考察を行なう。

他方、石原明子「医療コンフリクト解決への修復的正義の応用に関する理論的検討」熊本法学 153 号 170 頁以下は、医療の結果をめぐって医療コンフリクトが生じた際に医療機関-医療従事者と患者-患者家族の対話などによる対応に修復的正義を応用する可能性と意義について検討する。

なお、韓国で 2012 年 4 月 8 日から施行された「医療紛争調停法」の成立前後の状況及びその導入の背景、「医療紛争調停仲裁院」の機能、その実績等を紹介する文献として、李庸吉「第 12 章 韓国の医療紛争解決システムから考えるユーラシアにおける医療紛争」野口教子編著『多文化共生時代への経済社会 アジア・欧州との交流がもたらすもの』（2022 年、芦書房）239 頁がある。

また、今年度も 2015 年 10 月に発足した医療事故調査制度に関し、5 年間の総括をする論稿がみられた。『医療事故調査制度』の現状と制度運営上の課題」医学のあゆみ 280 巻 2 号

164 頁以下や、中村伸理子ほか「大学病院の医療事故調査制度への対応——制度開始 5 年目の評価」日本医師会雑誌 150 巻 3 号 497 頁以下をさしあたり挙げておく。

近時、産科医療補償制度については分娩時に低酸素状況だったかどうかを確認する個別審査が撤廃されるなど、改定がなされた。これにつき、過去に補償対象外とされたケースへ救済措置を求める声も上がっている。厚生労働省医政局総務課医療安全推進室「産科医療補償制度の役割と意義」健康保険 75 巻 11 号 6 頁以下は、2009 年 1 月に創設された同制度について概説する。

その他、藤高美海「日本における医療崩壊に対する考察」社会システム研究 19 号 35 頁以下、「第 13 回医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム」判例タイムズ 1487 号 5 頁以下などがある。

(小谷 昌子)

3 医療過誤（民事）

本項においては、医療事故や診療契約に関する医師をはじめとする医療従事者および医療機関が負う民事責任に関する議論を中心として文献を紹介する。

谷江陽介「応招義務（医師法 19 条 1 項）と私法上の責任——締約強制理論の観点からの一考察」立命館法学 399=400 号 540 頁以下は、応招義務の沿革および立法趣旨を概観したうえで、同義務が私法上いかなる意味を有するののかについて、同義務違反により発生する民事責任および診療契約締結の強制可能性という面から考察する。

岡林伸幸「ドイツにおける病院診療契約法」末川民事法研究 8 号 1 頁以下は、ドイツにおける診療契約について、入院契約、各種の病院診療契約に分類したうえで詳細に検討する。ドイツの議論に関しては、村山淳子「医師の経済的情報提供義務（wirtschaftliche Informationspflicht）——医療における経済的期待の保護の論理」西南学院大学法学論集 53 巻 4 号 59 頁以下が、ドイツで法的な義務として観念される患者に対する医師の経済的な説明義務ないし情報提供義務から、日本への示唆を得る。ほかに、村山淳子「適格な法とは何か——ドイツ医療契約法の法的視点」比較法研究 82 号 312 頁以下がある。

赤堀勝彦「リハビリテーション医療における法的リスクマネジメントの意義と課題——特に、リハビリテーション医療事故の損害賠償責任について」神戸学院法学 49 巻 2 号 163 頁、および赤堀勝彦「リハビリテーション医療における法的リスクマネジメントの意義と課題——特に、病院における転倒事故の法的責任について」危機と管理 51 号 104 頁以下は、リハビリテーションに関連する医療事故に限定し、そこから生じうる法的責任やリスクマネジメントの必要性などにつき述べる。

不作為型医療過誤における因果関係の認定困難性の議論も含め、相当程度の可能性に関して裁判所の判断をもとに考察するものとして、金崎浩之「不作為型医療過誤における死亡との間の因果関係」法学研究論集（明治大学大学院）54 号 273 頁以下および金崎浩之「医療訴訟における相当程度の可能性法理の研究」法律実務研究 36 号 5 頁。その他、野田和裕「医師の転送義務違反と『重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性』（講演）」広島法科大学院論集 17 号 107 頁以下、桃崎剛=上原絵梨「東京地方裁判所医療集中部（民事第 14 部、第 30 部、第 34 部、第 35 部）における事件概況等（令和 2 年）」法曹時報 73 巻 7 号 33 頁以下などがある。

（小谷 昌子）

4 医師患者関係

本年度より本項のタイトルを大幅に変更することとした。とはいえ、インフォームド・コンセント、医師の説明義務、および患者の自己決定に関するものを中心として文献を紹介するという点で、内容にはさほど変わりがない。

山口詩帆「アルゼンチン法におけるインフォームド・コンセントの生成とその民事法的意義——本人意思尊重のための法制度構築に向けた基礎的考察として」法学政治学論究 131 号 91 頁は、患者本人がインフォームド・コンセントをなすことができない場合について、2014 年制定のアルゼンチン民商法典において人格権規定のなかにインフォームド・コンセントに関する規定が置かれたことに着目しつつ、考察する。

大西健司「子どもの意見表明権と最善の利益原則との関係についての一考察——医療上の子どもの決定権をめぐる英国判例を契機に」杏林社会科学研究 36 巻 4 号 19 頁以下は、子どもの医療上の決定権に関わる英国判例の分析を踏まえ、子どもの権利条約が規定する意見表明権と最善の利益との関係につき考察する。他方、畑中綾子=土屋裕子「小児医療における子どもの『最善の利益』の決定と『司法の役割』に関する調査研究」医事法研究 4 号 75 頁以下は、子どもに対する医療の方針決定に際してなされる当事者間の話し合いや、子の最善の利益の探求における問題や、司法の果たしうる役割について検討する。

小松美彦（聞き手・今野哲男）『増補決定版「自己決定権」という罫——ナチスから新型コロナウイルス感染症まで』（現代書館）は、相模原障害者殺傷事件や新型コロナウイルス感染症など近年発生した事件を通し自己決定、人間の尊厳について考察する新章を加えた新版である。玉手慎太郎「関係的自律とインフォームド・コンセント 自由で『自分らしい』意思決定のためには何が必要か」現代思想 49 巻 9 号 166 頁以下は、とくに患者が家族（血縁に基づく関係には限定されない）との関係を踏まえてアイデンティティを形作られていることを前提とし、関係的自律という概念が医療に関する意思決定にいかに関与するかを論じる。同様の問題を論じるものとして、秋葉峻介「医療・ケアをめぐる自己決定における自他関係と関係的自律」生命倫理 31 巻 1 号 46 頁以下。また、田淵綾「医療・ケアにおける自律の尊重の再考——関係的自律の検討を通して——」生命倫理 31 巻 1 号 55 頁以下もある。

金圓景「認知症の人の意思決定支援をめぐる動向」明治学院大学社会学・社会福祉学研究 157 号 225 頁以下は、日本における認知症の人の意思決定を支える関連ガイドラインやツールについて整理し、認知症の人の意思決定支援をめぐる現状と課題を検討する。その他、石田瞳「医療契約における顛末報告義務」高岡法科大学紀要 32 巻 89 頁以下、森本直子「インフォームド・コンセント法理と言語マイノリティ」ジュリスコンサルタス 29 号 45 頁以下、杉山有沙「イギリス 2005 年自己決定能力法における医療に関する自己決定の意味」帝京法学 35 巻 1 号 47 頁以下。2019 年 5 月 20 ～ 22 日にベルギー・ブリュッセルの Institute for the Equality of Women and Men で開かれた国際専門家会議の参加者間の議論からうまれた、子

どもに対する性器切除に関する声明の翻訳として、山下梓（訳）「**身体のインテグリティに関するブリュッセルコラボレーション（2019）医療上不要な性器切除と子どもの権利：コンセンサスに向けて**」**青森法政論叢 21 号 55 頁以下**がある。

なお、富山侑美「正当化要件としての患者の同意とインフォームド・コンセント（1）（2）——『仮定的同意』の問題を手掛かりとして——」北大法学論集 72 巻 4 号 1 頁以下、72 巻 号 6 号 63 頁以下はインフォームド・コンセントや患者の自己決定についても考察するが「5 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任」の項で取り扱うこととする。

（小谷 昌子）

5 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任

本年度は、山中敬一『医事刑法概論Ⅱ 先端医療の比較規範体系』（成文堂）が上梓された。本書は、臓器・組織の法的地位と身体・死体の侵襲（第一章）、生殖医療・遺伝子治療・ヒト胚研究（第二章）、移植医療と脳死（第三章）、終末期医療と臨死介助（第四章）からなる。2014 年に上梓された同『医事刑法概論Ⅰ 序論 医療過誤』（成文堂）に続き、多岐にわたる論点を扱う。

城祐一郎『現代医療関係法』（成文堂）もまた広範な領域に言及する。特に刑事責任に関しては、刑事事件と交錯する医療行為に関する諸問題（第四編）において、人工妊娠中絶（墮胎罪・母体保護法）（第一章）、性同一性障害（傷害罪・母体保護法違反）（第二章）、刑法における性犯罪に関する規定（第三章）、宗教上の理由による輸血拒否（傷害罪・保護責任者遺棄致死罪等）（第四章）、医療過誤（業務上過失致死傷罪）（第五章）、安楽死・尊厳死（殺人・囑託殺人）（第六章）等がある。

大谷實「医療行為法序説」同志社法学 73 巻 7 号 1 頁以下もまた、刑事責任に限られない検討を行う。医事法学から医療行為法として論じることの必要性を説く。

患者の同意に関して、富山侑美「正当化要件としてのインフォームド・コンセント」(1) 北大法学 72 巻 4 号 1 頁以下、同 (2) 北大法学 72 巻 6 号 63 頁以下、天田悠「治療行為における『遅れると危険』と推定的同意——オーストリア刑法 110 条を手がかりとして」山口厚＝酒巻匡＝大澤裕＝川出敏裕（編）『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂）89 頁以下、および大関龍一「被害者の治療拒否と結果帰属」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂）243 頁以下も因果関係・危険の実現化の問題が中心となりながら医事法的観点からもまた興味深い。荒川雅之「臨床研究法におけるインフォームド・コンセント——刑法学の立場から」関西学院 72 巻 4 号 1 頁以下、特に「適切な IC 取得の問題が明らかに重要な法規範となった現在、この法規範の射程は、臨床研究法上の問題にとどまらず、すべての医療行為や医学研究にその影響を及ぼすべきものであると考える。なぜなら、規則 9 条に描かれた基本理念は、その一部を除いては、すべての医療分野に妥当するものであるからである。」との結論づけは可能であろうか。

そのほか、医療行為に限らない論点を扱いながら医療行為にも言及するものとして、石井徹哉「正当業務行為の限界」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂）393 頁以下。

（船橋 亜希子）

6 医療専門職・医療機関

1) 医療専門職

「医事法学界の歩み 2017」より注目してきた、いわゆるタトゥー事件に関する評釈等が今期も発表されている。最高裁判所第二小法廷令和 2 年 9 月 16 日決定（裁判所時報 1752 号 3 頁、最高裁判所刑事判例集 74 巻 6 号 581 頁、裁判所ウェブサイト）に関する評釈等として、昨年度紹介したものの他、池田知史「最高裁時の判例 1. 医師法 17 条にいう『医業』の内容となる医行為の意義 2. 医師法 17 条にいう『医業』の内容となる医行為に当たるか否かの判断方法 3. 医師でない彫り師によるタトゥー施術行為が、医師法 17 条にいう『医業』の内容となる医行為に当たらないとされた事例」ジュリスト 1561 号 97 頁以下、和泉澤千恵「医師でない者によるタトゥー施術が医師法 17 条違反に問われた事案」年報医事法学 36 号 175 頁以下、島田美小妃「刑事判例研究 医師でない彫り師によるタトゥー施術行為が、医師法 17 条にいう『医業』の内容となる医行為に当たらないとされた事例」法学新報 128 巻 3・4 号 343 頁以下、武藤眞朗「医事法 17 条における『医業』の内容としての『医行為』——タトゥー事件最高裁決定」医事法研究 4 号 125 頁以下がある。また、タトゥー事件が結審したことから、タトゥー事件の一連の裁判についての総括的な検討や振り返り等もなされている。2021 年 11 月 21 日に開催された日本医事法学会第 51 回研究大会では、ミニシンポジウム「『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」が行われた（詳細は、「I 学会等の動向 1 日本医事法学会」を参照のこと）。刑事弁護 107 号（2021 年 7 月）50 頁以下は、「タトゥー施術事件を振り返る」と題する特集を組み、裁判に携わった弁護士等が一連のタトゥー事件の弁護等について振り返りを行うなどしている。同特集の吉田泉「日本タトゥーイスト協会の設立と活動について」は、裁判所が求めた業界の自主規制の動きについて紹介している。同特集では、その他に「座談会 タトゥー施術は医行為か 刑事法・医事法学者との協働」及び「座談会 誰もが自分らしく生きられること 憲法学者との協働」並びに久保田共偉「タトゥー事件最高裁決定の礎 弁護団による立証活動」を掲載している。なお、昨年度紹介した小山剛＝新井誠編『イレズミと法：大阪タトゥー裁判から考える』（尚学社、2020 年）につき、松尾陽「書評 小山剛＝新井誠編『イレズミと法：大阪タトゥー裁判から考える』（尚学社、2020 年）」判例時報 2484 号（2021 年 8 月）18 頁の書評が発表されている。

医療専門職等の業務や医行為の射程に関する著書として、甲斐克則編『医事法講座第 12 巻 医行為と医事法』（信山社、2022 年 3 月）が刊行されている。同書は、タトゥー事件や新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種実施者の医師以外の者への拡大、高齢社会における介護・訪問看護など、現実に生起する諸問題を念頭に、医行為の射程と今後の課題について、実務からの視点、法制度の立法過程、医事法や刑法解釈、海外立法状況などの執筆者毎に異なる多様なアプローチから執筆された論攷を納めた著書となっており、

掲載順に、甲斐克則「医行為と医事法の関わり」、勝又純俊「医師法 17 条の解釈と運用をめぐる課題」、小谷昌子「医行為と業務独占のあり方を考える——医事法学の視点から」、山崎祥光「救急医療と医行為」、和泉澤千恵「看護行為と医行為」、友納理緒「在宅医療・訪問看護と医行為」、加藤摩耶「介護職と医行為」、西山健治郎「精神科医療における医行為と公認心理師の関わり」、小島崇宏「各種検査と医行為」、藤原久子「歯科医療と医行為」、柳井圭子「イギリスにおける医行為の規制の現状と課題——医療制度改革とタスクシェア」、佐藤雄一郎「アメリカ合衆国における医行為の規制の現状と課題」、天田悠「ドイツにおける『医業』規制の現状と課題——連邦医師法とハイルプラクティカー法からの示唆」が収録されている（一部の論攷は、後述の 2021 年 10 月 1 日に施行された診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士に関する現行法の内容が反映されていないものもある。）。

今期の医療専門職の業務等に関する動向として注目されるのは、204 回常会において成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 5 月 28 日法律 49 号）である。同法により、共用試験に合格した医学生や歯学生臨床実習として医業や歯科医業を行うことができるなど、医師法や歯科医師法等の一部が改正される。また、同法に基づく診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法及び救急救命士法の一部改正は、2021 年 10 月 1 日に施行されており、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士の業務内容や業務実施場所が拡大した。同法の成立背景や概略を紹介するものとして谷嶋弘修「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進：医師の働き方改革、各医療関係職種専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保等：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）令和 3・5・28 公布 令和 6・4・1 施行（一部を除く）」時の法令 2139 号（2022 年 2 月）4 頁以下がある。法改正による各医療スタッフの業務内容の拡大について紹介するものとして、例えば、中村泰彦「医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアにおける業務拡大への問題点とその対応について」純真学園大学雑誌 12 号（2022 年 3 月）15 頁以下、宮島喜文・丸田秀夫「臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアを推進するための法令改正——臨床検査技師へ託された業務」病院 81 巻 1 号（2022 年 1 月）67 頁以下などが、また、関連する論攷を掲載した特集として、特集「医師の働き方改革に伴う診療放射線技師等の業務範囲追加と医療機器に求められる変化」医療機器学 91 巻 6 号（2021 年 12 月）512 頁以下、特集「医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアと臨床工学」Clinical Engineering 33 巻 1 号（2021 年 12 月）4 頁以下などがある。同法は医師の働き方改革を背景として成立した法律であるが、医師の働き方改革に関連する論攷は多く発表されている。特集「医師の働き方改革：システムとマインドセットを変えよう！360 度働き方改革」総合診療 31 巻 10 号（2021 年 10 月）1216 頁以下、特集「働き方改革のための生産性向上」病院 80 巻 5 号（2021 年 5 月）390 頁以下など、複数の特集が組まれており多角的な視点による論攷が多数掲載されている。なお、特集「医師の働き方改革：システムとマインドセットを変えよう！360 度働き方改革」の中

で、応招義務について、三谷和歌子「**応招義務の考え方**」総合診療 31 巻 10 号（2021 年 10 月）1237 頁以下は、2019（令和元）年に発出された「**応招義務をはじめとした診療治療の求めに対する適切な対応のあり方等について**」（都道府県知事宛厚生労働省医政局長通知、医政発 1225 第 4 号、令和元年 12 月 25 日）の概略を紹介している。

医行為概念、医療スタッフ業務のタスク・シフト／シェア、医師の働き方改革にかかる議論は今後も継続的な検討がなされると思われるため、注視していく必要がある。

2) 医療機関

前述の医療専門職でも紹介した 204 回常会で成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 5 月 28 日法律 49 号）によって、医療機関に対して、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う医療法の一部改正もなされている。外来機能報告制度は、令和 4 年 4 月 1 日に施行されている（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を促進するための医療法等の一部を改正する法律 2 条による改正）。

病院 80 巻 7 号（2021 年 7 月）574 頁以下の特集「**地域包括ケア時代における病院の在宅への関わり方**」には、2025 年の地域医療構想策定に向けた病院の在宅支援の関わり方について、事例を紹介し、あるいは抱える課題を提示するなどして、今後の病院の在り方について多様な視点から考察する論攷が納められている。

なお、本節の記載事項は、医療計画との関係で紹介すべきところであるため、「9. 医療政策・医療制度 2) 医療制度 （2）地域医療制度」も参照されたい。

（和泉澤 千恵）

7 薬機法関連（医薬品・医療機器）

わが国では周知のとおり、医薬品及び医療機器等につき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）（以下、薬機法）上、これらの有効性及び安全性を十分確認したうえで薬事承認されている。特に、健康被害の拡大を防止するために、他国で承認販売されている新薬が通常よりも簡素な手続を経て承認された場合、これを速やかに使用できる「特例承認制度」が確立されているが、当該制度にもいくつかの課題がある。そこで、2021 年 12 月 27 日、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（部会長：福井次夫京都大学名誉教授）は「緊急時の薬事承認の在り方に関する取りまとめ」を公表した。当該取りまとめで、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、有効なワクチンや治療薬について、特例承認や優先的な審査等により早期の薬事承認に最大限取り組んできたが、更なる早期化を実現するべく、緊急時における薬事承認の仕組みの必要性が高まっている。」との見解を示し、「緊急時に迅速な薬事承認を可能とする新たな制度（以下「緊急承認制度」という。）を創設するため、所要の法整備を行うべきである。」と提言する。これを受けて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年 5 月 20 日法律 47 号）が成立し、当該制度が新たに設けられることとなった（なお、「**「緊急承認制度」の創設を 医薬品医療機器制度部会がとりまとめ**」週刊社会保障第 3153 号（2022 年）14 頁を参照。）。特に、アメリカの未承認薬利用制度を概観し、患者の未承認医薬品を「試す権利」を取り上げる中田はる佳「**患者が未承認薬を「試す権利」は保障されるのか——米国未承認薬利用制度の概要から——**」科学技術社会論研究第 18 号（2020 年）161 頁以下も併せて読みたい。

また、昨年、2020 年から続くパンデミックを契機に、わが国でワクチン開発及び生産が諸外国に比べて立ち遅れた原因を明らかにし、その解決に向けて、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」が打ち出された（令和 3 年 6 月 1 日閣議決定）ことも付言しておく（なお、令和 4 年 3 月 8 日に開催された第 4 回「新しい資本主義実現会議」において、「再生・細胞医療・遺伝子治療については、患者さん向けの治療法の開発や創薬など実用化開発を進める」ことも示された。）。

2021 年 6 月 28 日に、高血圧治療薬「ディオバン」を巡る臨床研究データ改ざん事件で、薬事法（現在、薬機法）違反（誇大記述及び広告）に問われた「ノバルティスファーマ」元社員と法人としての同社につき、最高裁第 1 小法廷は検察側の上告を棄却し、無罪判決が確定した

（2021 年 6 月 29 日 読売新聞（<https://www.yomiuri.co.jp/national/20210629-OYT1T50207/>））。この判決を扱う文献として、前田雅英「**虚偽広告罪（薬事法 66 条 1 項）の構成要件の実質的解釈〈最新刑事判例研究 63〉**」捜査研究第 70 巻 9 号 72 頁以下、天田悠「**旧薬事法 66 条 1 項の規制する『記事を広告し、記述し、又は流布』する行為の意義——ディオバン事件最高裁**

決定」 刑事法ジャーナル 71 号（2022 年） 158 頁以下がある。

薬機法第 36 条の 6 第 1 項では、「薬局開設者又は店舗販売業者は、……要指導医薬品を販売し、又は授与する場合には、……薬剤師に、対面により、……書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。」と規定する。この規定を巡り、医薬品のネット販売を行う会社（原告）が憲法違反（第 22 条第 1 項）であると主張し、国（被告）を相手取り、要指導医薬品の一部をネットで販売できる権利及び地位の確認等を求めて提訴した事案があった。最高裁令和 3 年 3 月 18 日第 1 小法廷判決で、原告の上告が棄却された。この評釈につき、**斎藤一人「新最新判例批評（31）医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律 36 条の 6 第 1 項，3 項の憲法適合性——要指導医薬品ネット販売規制事件控訴審判決[東京高裁平 31.2.6 民 9 部判決]**」判例時報第 2493 号 148 頁以下、**荒谷謙介「最高裁 時の判例 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律 36 条の 6 第 1 項及び 3 項と憲法 22 条 1 項：民事[令和 3.3.18 第一小法廷判決]**」ジュリスト第 1566 号（2022 年）136 頁以下がある。なお、指定薬物制度につき、その指定薬物要件を巡って争われた千葉ラッシュ事件判決を素材にその要件の解釈のあり方等を検討する**三重野雄太郎「指定薬物制度に関する一考察」社会学部論集（佛教大学）第 74 号（2022 年）87 頁以下**がある。

薬の開発にあたって製薬企業の新薬開発担当者に求められる「薬学倫理」につき概説する**大島一正『医薬品の臨床試験における倫理』（丸善出版）**は治験審査委員会の委員を務める者も一読に値する（なお、臨床試験それ自体の概念を丁寧に解説する文献として、**景山茂『臨床試験の考え方』（ライフサイエンス選書）**がある。特に、当該試験の評価指標である「エンドポイント」の意味、プラセボの意義の解説は治験審査委員会委員にとってわかりやすく有益である。）。また、当期、薬機法に関する概説書も刊行された。例えば、**中山信弘・三村まり子編集代表 西村あさひ法律事務所ライフサイエンス・ヘルスケア・プラクティスチーム著『基礎からわかる薬機法体系』（中央経済社）、倉賀野伴明『医療機器ビジネスの法律実務』（中央経済社、2022 年）**がある。なお、薬剤師を取り巻く状況の変化につき、薬機法の令和元年改正を踏まえて検討する**神谷政幸「薬剤師法成立までの経緯から読み解く現在の薬剤師のあり方」在宅薬学第 8 巻第 1 号 3 頁以下**がある。

世界的なコロナ禍によってその終息が未だ見通せない状況で、各国がワクチンを含む新薬の開発を進めているが、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及及びパテントリンケージといった知的財産を巡る問題も生じている。これにつき、**高田寛「医薬品開発の現状と後発医薬品の法的課題——パテントリンケージを中心に」明治学院大学法学研究 111 号 49 頁以下**がある。パテントリンケージとは後発医薬品の承認にあたって、先発医薬品の特許状況を確認するシステムのことをいう（これにつき、**市橋隆昌「日本におけるパテント・リンケージの運用実務」法律時報 89 巻 8 号（2017 年）35 頁以下、篠原勝美「日本型パテントリンケージ制度の諸問題（上）（下）」Law & technology 80 号（2018 年）29 頁以下・81 号（2018 年）9 頁以下、石埜正穂=金子修平「日本のパテントリンケージの運用実態について」パテント**

ト 71 巻 10 号 (2018 年) 54 頁以下、田中康子「米国ハッチ・ワックスマン法との比較から見えてくる日本のパテントリンケージの課題」国際商事法務 48 巻 8 号 (2020 年) 1094 頁を参照)。現状では、法整備されておらず、通達でもって実施されているために、不透明な運用実態が指摘されている。今後、こうした状況も踏まえて、創薬におけるイノベーションを阻むことがないように、シームレスな法制度のあり方も検討されねばならない。

なお、医薬品及び医療機器業界の現状を理解するために、松宮和成『図解即戦力 医薬品業界のしくみとビジネスがこれ 1 冊でしっかりわかる教科書』(技術評論社)、野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部『図解即戦力 医療機器業界のしくみとビジネスがこれ 1 冊でしっかりわかる教科書』(技術評論社、2022 年) も読んでいただきたい。

特に、医療機器の分野でもいえることであるが、開発のためのイノベーションを阻害するのがパテント・トロールである。通常、特許権を行使する主体とは「第三者から特許権を取得し、特許権行使によって収益を上げる」主体である。ただし、特許権を濫用し、開発のためのイノベーションを阻害するような特許権行使主体は「パテント・トロール」と呼ばれている(かかる問題につき、一色太郎「パテント・トロールとは何か——パテント・トロールと特許制度の関係およびトロール呼称の弊害——」知財管理 69 巻 5 号 (2019 年) 654 頁以下、古田正寛「パテントトロールの特許に関する一考察」パテント 75 巻 1 号 (2022 年) 82 頁以下を参照されたい。)

2020 年 4 月、健康・医療戦略推進法第 17 条第 1 項に基づき、「健康・医療戦略 (第 2 期)」が策定された。特に、2020 年度から 2024 年度にかけて基本方針の中で、政府は、「世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発の推進のために」、AMED を中核とした基礎から実用化までの一貫した研究開発に向けて、プログラムディレクターのもとで各省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進することになっている。こうした現状と課題を検討する「特集 オールジャパンで挑む先端医療機器の研究開発」医学のあゆみ 280 巻 3 号 (2022 年) 193 頁以下(所収論文として、妙中義之「わが国の健康・医療戦略 (第 2 期)」に基づく日本医療研究開発機構 (AMED) の医療機器・ヘルスケアの研究開発支援」195 頁、廣瀬大也「経済産業省における医療機器開発支援」200 頁、田中博文「hinotori™ サージカルロボットシステム——国産初手術支援ロボットの製品化と今後の展望」205 頁、日向信之・藤澤正人「国産手術支援ロボット開発の意義と重要性」210 頁、只野耕太郎他「力覚提示機能を有する新たな国産外科手術ロボットの開発」215 頁、橋爪誠「先端外科治療機器の技能トレーニングと学会認定」219 頁、小林利彰「ふくしま医療機器開発支援センター——先端外科手術機器/手術支援ロボットの普及に伴うトレーニングシステムの必要性」226 頁がある。)を参照されたい。中でも、手術支援ロボットの開発、例えば、川崎重工業とシスメックスの合弁会社「メディカロイド社」の hinotori™ サージカルロボットシステムが国産初の手術支援ロボットとして既に承認・製品化されている(なお、医療・介護分野における支援ロボットの現状につき、「アンドロイド」(人型ロボット)を紹介する文献として、「特集 ヒューマノイドロボットの医療分野での応用」医学のあゆみ 278 巻 11 号 937 頁以下(松本吉央「医療分

野で支援するロボットの現状」938 頁、小嶋秀樹「ロボットを活用した自閉症研究・自閉症療育」943 頁、熊崎博一「精神科におけるヒューマノイドの潜在性」948 頁、吉川雄一郎「対話型ヒューマノイドロボットの技術」952 頁、入江潤一郎他「生活習慣病治療におけるヒューマノイドロボットの役割」957 頁、住岡英信「抱擁型通信メディアによる不安やストレスの軽減」962 頁、宮尾益知「医学分野のロボット研究——今後の展望に向けて」967 頁、村松太郎「ヒューマノイドロボットが問う倫理」973 頁を参照)。次に、医療機器開発に対する規制に関する文献として、福田悠平「プログラム医療機器の実用化促進に向けた薬事規制などの改革について」レギュラトリーサイエンス学会誌 12 巻 1 号 (2022 年) 99 頁以下が挙げられる。

なお、「科学技術」それ自体の加速度的な進展を踏まえると、人体と機械の融合という課題も法的に認識し、その課題の解決に努める必要がある。そのことを考えさせてくれる文献として、小名木明宏「人体と機械の融合に伴う法律問題についての研究——科学技術と刑法の調和——」北大法学論集第 70 巻第 5 号 (2020 年) 1 頁以下がある。

(神坂 亮一)

8 医学研究

まず、医学研究を理解するうえで生命科学全般の知識は欠かせないように思われる。文系・理系問わず、この知識は求められるところだ。生命科学一般から始まって、DNA（塩基配列など）、そして遺伝やゲノム編集といった最新の知識まで網羅されている、わかりやすい書籍として、石浦章一『生命科学講義』（羊土社）がある。読み物風に書かれていて、この分野の知識が無理なく得られる絶好の著作である。また、疫学につきわかりやすく説く中村好一『疫学とは何か データと理論思考で探る病気の原因と予防』（技術評論社）も一読されたい。事例も豊富でなかなか理解しにくい「疫学」をわかりやすい言葉で丁寧に解説している。

医学研究に対する規制に関する文献として、久津見弘「臨床研究の倫理と規制——あなたの研究大丈夫？——」胆道第 35 巻第 1 号 12 頁以下、堂園俊彦＝渡邊達也他「倫理委員会は規制対象外の研究にどのように対応しているか」臨床薬理第 52 巻第 5 号 127 頁以下、安藤博「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の改正について」医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス第 52 巻第 6 号 440 頁以下、安藤博「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」および「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の改正」Law & technology 第 94 号（2022 年）47 頁以下、高島響子＝山本圭一郎「生命科学・医学系研究倫理指針 2021——以前とどのように変わったのか？」医学のあゆみ 280 巻 3 号（2022 年）230 頁以下、由井秀樹＝山縣然太郎「ヒト胎児組織の研究利用と倫理指針——ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会における議論の分析から——」医療と社会第 32 巻第 1 号（2022 年）1 頁以下、倉田真由美「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の改正概要について」医療機器学第 92 巻第 1 号（2022 年）34 頁以下、松山晃文「生体由来試料を用いた臨床研究の実施と同意について」医療：国立医療学会誌第 76 巻第 1 号（2022 年）14 頁以下がある。

なお、利益相反に関する文献として、難波栄二＝三山佐保子＝伊東恭子「医学研究における利益相反（COI）管理」脳と発達第 53 巻第 4 号 37 頁以下がある。

周知の通り、ナチス医師裁判の反省からニュルンベルク綱領ができ、人体実験を行う際に被験者の任意の同意が求められることは臨床研究上確立されたものとされていたが、戦後アメリカでこれを無視した人体実験が行われていたことはショッキングなこととして国内で受け止められた。そこで大統領直轄のベルモント委員会が立ち上げられ、その報告書ベルモント・レポートが公にされた。そこでは、人格の尊重・善行・正義といった原理が打ち出された。これを素材に医療問題の包括的な検討を試みる川瀬貴之『ベルモント・レポートに学ぶ「いのち」の倫理』（法律文化社、2022 年）は当該分野での本質的な議論のために必読の書である（また、被験者の視点から臨床試験が抱える課題を浮き彫りにして検討を加える高井寛＝松井健志「臨床試験における倫理的諸問題——被験者の視点から見てきたこと——」

生命倫理第 30 巻第 1 号 (2020 年) 58 頁以下、生殖補助医療技術の倫理的特殊性を検討し、ベルモント・レポートではもはや捉えきれない点に言及する松井健志＝高井ゆと里＝山本圭一郎＝井上悠輔「ベルモント・レポートを超えて——生殖補助医療／技術に関する臨床研究の倫理的課題——」生命倫理第 31 巻第 1 号 20 頁以下も読まれたい。)。なお、医療技術を含めた科学技術全般につき、標葉隆馬「責任ある科学技術ガバナンス概論」(ナカニシヤ出版、2020 年) も併せて一読されたい。

治験審査委員会で委員を務めていると、デザインされた臨床研究の同意・説明文書を検討する際、パートナーとの避妊の取り扱いを巡って議論になるときがある。こうした議論に資する文献として、「特集「医薬品の投与に関連する避妊の必要性等に関するガイダンス」に係る基本的考え方と今後の課題」レギュラトリーサイエンス学会誌 12 巻 1 号 (2022 年) 37 頁以下 (鈴木直「小児・AYA 世代がん患者に対するがん・生殖医療におけるプレコンセプションケア」(日本医療研究開発機構 (AMED) 研究班「生殖能を有する者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供のあり方」) 37 頁、小野寺博志「非臨床安全性試験から発生毒性および遺伝毒性を有する医薬品の避妊の考え方：サリドマイドからの教訓」45 頁、根来宏光・西山博之「医薬品の投与に関連する避妊の必要性の考え方 (男性)」55 頁、高井泰・中村永信「医薬品の投与に関連する避妊の必要性の考え方 (女性)」63 頁、米村雅人他「添付文書における避妊に係る情報の国際比較」75 頁、堀口逸子他「医薬品の投与に関連する避妊の必要性等に関するリスクコミュニケーション」85 頁、大平隆史他「医薬品の投与に関連する避妊の必要性等に関するガイダンス (案) に関する考え方 (製薬企業の視点から)」93 頁) がある。なお、高井ゆと里＝松井健志「臨床研究からの妊婦の排除という倫理的問題」生命倫理第 31 巻第 1 号 29 頁以下は妊婦が臨床研究の被験者から排除されてきた歴史を概観し、その倫理的問題を検討する。

近年、エンタテインメント分野で「メタバース」というネット上に展開される 3 次元仮想空間が社会に大きな影響を与えている。特に、「仮想現実 VR」及び「複合現実 MR」といった技術によって医療は大きな変革をもたらされようとしている。例えば、脊椎治療領域におけるこうした現状を紹介する文献として、成田渉・原田智久他「シンポジウム⑧-1: 医療メタバースの新展開：Extended reality, ホログラム, 5G, 遠隔手術」日本コンピュータ外科学会誌 23 巻 4 号 203 頁以下がある。

また、メタバースの世界では、アバターを通してオンライン診療が可能になるという (<https://project.nikkeibp.co.jp/behealth/atcl/feature/00009/121700145/>)。その際に問題となるのは「アバター」の法性決定であろう (なお、オンライン診療の近年の目覚ましい発展につき、医療 AI との関連で検討する「特集 オンライン診療・医療 AI 最前線」診断と治療第 109 巻第 9 号所収の各論考 (オンライン診療・医療 AI を取り巻く環境、オンライン診療・医療 AI を活用した疾患予防、オンライン診療・医療 AI を用いたアプリとその活用、オンライン診療・医療 AI と疾患管理の 4 つに分けて検討する) はこの現状を知るうえで極めて有益である。特に、オンライン診療の法規制の現状を扱う落合孝文＝森田樹理加＝平井健斗「オンラ

イン診療と法規制」1225 頁以下を参照されたい。)

この分野の議論は緒についたばかりではあるが、本格的にアバターに焦点を当てて法・倫理的な検討を行う人工知能第 36 巻第 5 号「特集：「社会に浸透するアバターの存在を考える——アバターの社会倫理設計——」」556 頁以下が興味深い（特に、石黒浩「アバターによる仮想化実世界の倫理問題」558 頁以下、新保史生「サイバネティック・アバターの存在証明——ロボット・AI・サイバーフィジカル社会に向けたアバター法の幕開け——」570 頁以下、石井夏生利「サイバネティック・アバターとプライバシー保護を巡る法的課題」578 頁以下を参照）。アバターにつき、「約 30 年後の 2050 年、人々は、時間と空間の制約から解放され、身体をも自由に操作できる世界が実現しているかもしれない。ユーザ本人の分身となるアバターの技術と人工知能技術を融合することにより、本人の身体的能力、認知能力および知覚能力を拡張したサイバネティック・アバターはそんな世界を実現する技術となり得る。」とその意義を力説する（中野有紀子「特集：「社会に浸透するアバターの存在を考える～アバターの社会倫理設計～」にあたって」556 頁）。同様の議論として、原田伸一郎「バーチャル YouTuber の人格権・著作者人格権・実演家人格権」情報学研究（静岡大学）第 26 巻 53 頁以下がある。但し、当該文献は「バーチャル YouTuber」という動画配信等の活動を行うキャラクター・アバターを検討対象としている。

なお、メタバースを理解するために有益な文献として、岡嶋裕史『メタバースとは何か ネット上の「もう一つの世界」』（光文社新書、2022 年）、加藤直人『メタバース さよならアトムの世界』（集英社、2022 年）、武井勇樹『60 分でわかる！メタバース超入門』（技術評論社、2022 年）等があるので一読してほしい。また、2022 年 4 月に、養老孟司東京大学名誉教授を代表理事とする「メタバース推進協議会」が発足し記者会見を行った（<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2204/22/news116.html>）。特に、HP によると、当該協議会はその活動内容に「メタバースの利用促進と政策提言」の実施を掲げている（<https://jmpc.jp/activity/>）ことを付言しておく。

紹介文献ではないが、吾峠呼世晴『鬼滅の刃』（原作は全 23 巻）に印象深いセリフがある。主人公の仇である鬼の始祖・鬼舞辻無惨の「私が嫌いなものは“変化”だ 状況の変化、肉体の変化、感情の変化 凡ゆる変化は殆どの場合“劣化”だ 衰えなのだ 私が好きなものは“不変” 完璧な状態で永遠に変わらないこと」（同『鬼滅の刃』第 12 巻 第 98 話 上弦集結（集英社、2018 年））というものだ。従来、私たち人間は、変化＝老いには抗えないとされ、この過程、つまり、無常を宿命として受け入れざるを得なかった。しかし、現在、アメリカを中心に、老いのメカニズムを解明し、この難題に果敢に立ち向かおうとする医学研究が行われている。換言すれば、不変の探求（無惨の言うところの『青い彼岸花』の探索）である。こうした研究の現状を知るために、デビッド・A・シンクレア『LIFESPAN（ライフスパン）：老いなき世界』（東洋経済新報社、2020 年）、デビッド・A・シンクレア他『人類が進化する未来 世界の科学者が考えていること』（PHP 新書）、ニール・バルジライ『Super Agers スーパーエイジャー 老化は治療できる』（CCC メディアハウス）、中島真『老化は治療できる！』

(宝島社新書)を一読してほしい。

はたして、老いを克服し不老不死を手にした人類は幸福なのだろうか。自然の摂理に反するこの行為は倫理的に許されるのだろうか(あるいは、これを克服する自由(権利)が法的に認められるのだろうか)。これは、肉体改造、つまり、エンハンスメントよりも多くの困難な問題を孕んでいるように思われる(老いの克服、不老不死が私たちにとって幸福であるのかを考える上で参考になる文献として、やや古いが、レオン・R・カス『生命操作は人を幸せにするのか 蝕まれる人間の未来』(日本教文社、2005年)(特に、348頁以下)、久保田進一「不老不死と人間の幸福」哲学論集(名古屋大学)第9巻(2009年)41頁以下、また、老いを「vulnerability」という視点で検討する文献として、朝倉輝一「老い・自律と vulnerability——討議倫理的観点から——」東洋法学第61巻第3号(2018年)453頁以下がある。なお、椿宜高「環境をめぐる課題への提言：生態学者の視点から(15)ヒトは不死になりうるか——「性」を持つ動物は「死」から免れられない」時の法令第2124号73頁以下は動物生態学を専門とする著者による論考である。そこで著者は次のように説く。「現存世代の生への欲望は果たして人類を幸せに導くのか、真面目に考えるべき時代になったのかもしれない。」と)。

当期も医学研究分野でのナッジの応用に関する文献が見られた。例えば、「特集 健康問題の解決のための経済学——ナッジ等の可能性を探る」公衆衛生第85巻第12号791頁以下である。扉書では、「健康問題解決のためにナッジや行動経済学を用いる意義やその可能性について考えてみる機会」(791頁)であると本特集を位置づけている(所収の以下の文献を参照されたい。近藤尚己「ナッジで進める健康づくり——効果的・持続的なものとするためのポイントと注意点」792頁以下、山本精一郎＝溝田友里「ソーシャル・マーケティングやナッジを活用した効果的ながん検診の普及とその普及・実装研究的評価——希望の虹プロジェクト」798頁以下、村山洋史「ナッジを活用した生涯を通じた健康づくり体制の確立」808頁以下、藤富絵里香＝春日潤子＝高橋勇太「自治体の健康政策における市民の行動変容に対するナッジ実装の試み」814頁以下、福吉潤「公衆衛生におけるナッジの活用可能性——マーケティングとの関係において」819頁以下、池本忠弘「環境政策と安全な街づくりにおけるナッジ実装の現状と展望」825頁以下、橋本努「ウェルビーイングとナッジ政策——自律のオプション化について」831頁以下、菊澤研宗「新型コロナウイルス病床確保をめぐる不条理——医療機関のダイナミック・ケイパビリティとデジタル化」836頁以下)。なお、ナッジを活用した規制手法につき検討する論攷として、坂井岳夫「規制手法としてのナッジ——社会政策の実現をめぐる法と行動経済学」法律時報第94巻第3号18頁以下を参照されたい。

次に、バイオバンクに関する文献を取り上げたい。まず、生命科学を解明する上でヒトに限らずあらゆる生物を研究材料として保管することが重要である。特に、2001年に日本初のバイオリソースの収集を目的として設立された「理研 BRC(理化学研究所バイオリソース研究センター)」の動向を特集した「理研バイオリソース研究センター20年の歩み」生物の科学遺伝第75巻第6号494頁以下は興味深い。

特に、バイオバンクを検討する上で、人由来物質一般につき本質的な議論を継続的に行う必要がある。当期、こうした議論に資する文献として、松村外志張「直接本人の治療に関わらない人体臓器・組織・細胞の取り扱い——その現代的課題解決の道を探る——」*Organ Biology* 第 28 巻第 2 号 94 頁以下が公にされた。そこでは、臓器を含めて人由来物質の研究利用及び産業利用の飛躍的発展を踏まえて、当該物質の社会での位置づけも論じた上でこれを巡る課題の解決を目指そうとする。今こそヒトモノといった概念を顧慮すべきであるという著者の思いが伝わる。なお、IPS 細胞の利活用の現状につき、「特集 IPS 細胞活用の将来」*細胞* 第 53 巻第 11 号所収の各論考を読みたい（特に、AI との関係で検討する川上英良「AI で切り拓く医科学研究の未来」22 頁以下は興味深い）。

生殖補助医療に関する文献であるが、医療機関に保管された凍結精子の性質、精子提供者と当該機関との契約のあり方を巡る訴訟（イギリス）を素材に、精子提供者の権利や当該契約の内容を検討する原田香奈「ヒト配偶子に関する権利の性質をめぐる英国判例の分析と本邦への示唆——生殖補助医療における no-property 原則の例外の展開——」*早稲田大学大学院法研論集* 第 178 号 155 頁以下は貴重である。また、なぜ侵害行為を行った者が収受した利益を吐き出さねばならないのかといった「利益の吐き出し」法理の理論的根拠を探るべく、人由来物質の無断利用を素材に検討する橋本伸「利益吐き出し」*原状回復救済に関する理論的考察*（1）から（6）：ヒト由来物質の無断利用問題を機縁として」*北大法学論集* 第 69 巻第 5 号（2019 年）146 頁以下、同第 69 巻第 6 号（2019 年）234 頁以下、同第 70 巻第 6 号（2020 年）93 頁以下、同第 71 巻第 3 号（2020 年）167 頁以下、同第 71 巻第 5 号 253 頁以下、同第 72 巻第 6 号（2022 年）125 頁以下は興味深い。

当期、バイオバンクに関する議論として以下の文献が挙げられる。まず、今後、ゲノムデータが利活用される領域が拡大されることを念頭に、大規模なデータベース化を図るバイオバンクが抱える問題に取り組む特集として、「特集 ゲノムデータの利活用と法の未来」*ジュリスト* 第 1559 号 35 頁以下がある。ゲノムデータの法規制の現状を検討する米村滋人「ゲノムデータの法規制に関する現状と課題」35 頁以下、ゲノムデータを実際に収集し利活用する上でどのような課題があるのかを多岐にわたって検討する長神風二「バイオバンク運用におけるゲノムデータの利用」42 頁以下、ゲノムデータの利用における倫理的課題を検討する山本奈津子「ゲノム医療の始動とゲノムデータ利用の倫理的課題解決への取り組み」48 頁以下、ゲノムデータの利活用の場面の 1 つとして「病院情報システム」を素材に検討する中込英人＝北山健児「ゲノムデータの利活用と病院情報システム」54 頁以下がある。本特集はゲノムデータに関する法規制の現状を概観した上で、当該データの利活用の場面につきバイオバンクの課題及び当該データの利活用に係る倫理的課題を検討し、実際の利活用場面も紹介するといった実に充実した特集である（例えば、ゲノムデータを利活用した医学研究の実際につき、「特集 ゲノムデータを駆使した医学研究」*細胞* 第 53 巻第 8 号 462 頁以下がある。特に、鎌谷洋一郎「バイオバンク・ジャパンを用いた多因子疾患のゲノム解析」468 頁以下、竹内一博＝村川泰裕「ゲノムデータベースを活用した創薬の動向」480 頁以下を参照された

い。)

バイオバンクは人由来物質の提供者の篤志的行為で成り立つが、そこには研究に参加する提供者のインフォームド・コンセントが最も本質的な課題として横たわる。特に、ゲノムデータを扱う場面では、提供者の同意撤回のあり方もこれまで以上に検討する必要がある。これを考える上で、やや古いが、松井健志＝會澤久仁子＝玉腰暁子「バイオバンクにおける同意撤回の自由と不帰投点 (Point of No Return) 臨床薬理第 45 巻第 1 号 (2014 年) 17 頁以下はとても参考になる。

また、人由来物質を安全に利活用するためには適切な施設で管理・保存する必要がある。特に、その「施設要件」も考えねばならない。バイオバンクとは直接かかわらないが、川真田伸「再生医療等安全性確保法の下で運営される特定細胞加工物製造施設の施設要件について」日本輸血細胞治療学会誌第 67 巻第 6 号 567 頁以下は参考になるであろう。

骨髄バンクを考察する上で有益な文献として、アンケート調査を通してそのコーディネーターの職務につきその「やりがい」と「困難」を明らかにし支援の必要性を説く井上悦子＝小笠美子＝榊原文「骨髄バンクコーディネーターの職務におけるやりがいと困難」島根大学医学部紀要第 43 巻 1 頁以下、骨髄提供者に対する面談の経験を通してその実情を紹介する藤田直人＝岩戸康治＝松浦裕子他「骨髄バンクドナー最終同意面談担当の経験」日本造血細胞移植学会雑誌第 10 巻第 2 号 102 頁以下がある。加えて、行動経済学の視点で、造血幹細胞を提供するドナーの特性を考究し、骨髄バンクにおける登録のあり方を検討する大竹文雄＝加藤大貴＝重岡伶奈他「骨髄バンク登録者・幹細胞提供者の行動経済学的特性」行動経済学第 13 巻 (2020 年) 32 頁以下は興味深い (なお、ファースト・オーサーである大竹文雄教授の行動経済学の最新刊である『あなたを変える行動経済学 よりよい意思決定・行動をめざして』(東京書籍、2022 年) は多くの事例を挙げてこの学問につき分かりやすく概説する。特に、ナッジにも言及する。)

また、献血につき、その数が減少していることがわが国でも問題となっている。聞き取り調査を踏まえて、献血事業者への信頼及び献血者の「互酬性」の予期の内実を検討する文献として、吉武由彩「献血を重ねることと互酬性の予期——聞き取り調査の結果からみる献血行為の一断面——」社会学評論第 71 巻第 3 号 (2020 年) 429 頁以下は興味深い。人体の一部を贈与する動機の解明、加えて、受贈者であるバンクと提供者との信頼が何よりも重要であるということを理解する上でもとても貴重である。

臍帯血移植に関する文献として、東史啓＝高梨美乃子「臍帯血バンクの現状と課題」血液内科第 84 巻第 1 号 (2022 年) 97 頁以下、わが国の動向及び展望に言及する内田直之「臍帯血移植の未来展望——日本の見地から——」日本造血細胞移植学会雑誌第 10 巻第 1 号 58 頁以下、その合併症を扱う内田直之「臍帯血移植の合併症の現状と未来」日本造血・免疫細胞療法学会雑誌第 11 巻第 2 号 (2022 年) 81 頁以下、欧米で盛んに行われている HLA が完全に合致しないハプロ移植 (HLA 半合致移植) を踏まえて、そのデメリットである移植後 GVHD につき検討し臍帯血移植の有用性を説く諫田淳也「国際的視点から考える臍帯血移植の現状

と未来」日本造血・免疫細胞療法学会雑誌第 11 巻第 2 号（2022 年）101 頁以下がある。

今後、目覚ましい進歩を遂げることが予想される分野として「宇宙医学研究」と「ゲノム医療」が挙げられる。これらの特集として「生活習慣病の克服に向けたゲノム医療——ゲノム医科学の進展と精密医療の実現」医学のあゆみ第 278 巻第 5 号（特に、加藤和人＝相澤弥生「ゲノム医療の倫理的・法的・社会的課題」369 頁以下では、ゲノム医療につき、当該医療が様々な疾患にわたるために検討すべき課題も多いことを踏まえて ELSI に取り組んでいる。）及び「宇宙生命科学の進歩と医学応用への展望」（企画 村谷匡史）医学のあゆみ第 279 巻第 6 号があるのでこれらに所収の文献を一読されたい。これらの分野の実情を知るうえで極めて有益である。なお、ELSI につき、この思想的な淵源を克明に描き出す神里達博「ELSI の誕生——その前史と展開——」IEICE Fundamentals Review 第 15 巻第 4 号（2022 年）318 頁以下はこの概念を理解する上で非常に有益である。

（神坂 亮一）

9 医療政策・医療制度

1) 医療政策

当期も、いくつかの法案が可決・成立した。まず、3年目に突入する「新型コロナウイルス」感染症の拡大を踏まえた地域医療の在り方、加えて、これに伴う地域における医療提供体制の速やかな構築といった取り組みを前進させるための「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）」の成立である。当該法律につき概説するものとして、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進：医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保等：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）令3・5・28公布令6・4・1施行（一部を除く）」時の法令2139号4頁以下がある。なお、コロナ禍で繰り返された「医療崩壊」の現実を振り返って、今後の医療政策の課題を検討する伊藤周平「コロナ禍による医療崩壊——医療・保健政策の課題」世界第953号（2022年）146頁以下も併せて読みたい（同「コロナ禍による医療崩壊・医療壊滅と医療政策の課題」賃金と社会保障第1777号4頁以下も参照）。

新生児集中治療を受け、退院後に引き続いて医療的ケアを日常的に行う必要のある子どもたちを「医療的ケア児」と呼ぶ。こうした子どもたちへの支援を目的とする「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年6月18日法律第81号）が成立した。この法律の概要つき、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を推進する：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）令3・6・18公布令3・9・18施行」時の法令第2133号38頁以下を参照されたい。特に、医療的ケア児に限らないが、中国の児童に対する医療の実状とその課題を浮き彫りにする（特に、中国の格差問題を踏まえて、再分配という観点から検討している）李宣「中国の児童の医療における再分配の課題」横浜法学第29巻第3号377頁以下は興味深い。

災害時に、船舶を活用した医療提供体制の整備に向けた取り組みにつき法律が成立した。すなわち、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和3年6月17日法律第79号）である。第1条で、「海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置することにより、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進すること」を目的として掲げている。更に、「……船舶を活用して的確かつ迅速に提供すること」で、「医療施設

の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護する」ことを基本理念とする（第 2 条）。当該法律の経緯や概要については、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律：令和三年六月一八日法律第七九号」法令解説資料総覧第 478 号 23 頁以下を参照されたい。これはまさに病院船を想定している。これについては、2021 年 3 月に「病院船の活用に関する検討会」のとりまとめに基づく「報告書」及び「病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方」が示されていることは記憶に新しい。なお、濱口和久「日本に病院船は必要か」政治行政研究（拓殖大学）第 12 巻 15 頁以下も併せて読まれたい。

なお、当期最も注目すべきは、2021 年 8 月 2 日のフランスにおける「生命倫理法の改正」（LOI n° 2021-1017 du 2 août 2021 relative à la bioéthique（生命倫理に関する 2021 年 8 月 2 日の法律第 2021-1017 号））である。この度の改正で 3 度目の改正となる。特に、この改正の経緯やその概要と分析を行う櫛島次郎「フランス生命倫理関連法・三度目の全体改正の分析」時の法令第 2132 号 49 頁以下、翻訳も含めてこの改正までの経緯などを扱う奈良詩織「フランスの生命倫理に関する法律の改正」外国の立法第 291 号（2022 年）51 頁以下がある。

当期、がん登録に関する文献も見られた。宮原裕「わが国におけるがん疾患の実態——がん登録の歴史、生存率」安田女子大学紀要第 50 号（2022 年）311 頁以下である。特に、頭頸部がんについての臓器がん登録事業の歴史に言及している。

2) 医療制度（医療制度史を含む）

(1) 概論

2020 年から続く COVID-19 の蔓延。当初の株でなくオミクロン株なる変異株まで登場した。コロナ禍における医療体制の脆弱さが露呈される中で、今後はポスト・コロナにおける医療体制をいかに構築していくかが課題となる。こうした課題を克服するためには、改めて、我が国の医療崩壊の流れを振り返る必要もある。コロナ禍以前の我が国の医療費抑制政策がこの状況を生み出した淵源であるという認識のもと、我が国の医療の弱体化の原因を探って、今後の課題を浮き彫りにしてその解決策を提示する本田宏編著『日本の医療はなぜ弱体化したのか 再生は可能なのか』（合同出版）では、医師を中心に弁護士・病院経営のエキスパートなどが執筆を担当する興味深い文献である。なお、コロナ危機は政治・経済・社会を含めた複合的危機であるという認識のもと、ここから脱出するために経済復興のみならず、社会と政治があるべき姿を示すことが重要であることを主張し、欧州及びフランスを検討対象としてこの危機をどう乗り越えていくべきかを検討する尾上修悟『コロナ危機と欧州・フランス——医療制度・不平等体制・税制の改革へ向けて』（明石書店）がある。我が国のポスト・コロナ社会のあるべき姿を考えるうえで絶好の著作である。

更に、ポスト・コロナのあるべき医療体制を模索することも重要であるが、急速な少子高

高齢化においては、医療・介護・福祉分野での「複合的ニーズ」を踏まえた検討を行うことも喫緊の課題であろう。例えば、高齢患者の増加は傷病の複合化を意味し、かかる状況は専門医に加えて「総合医」の要請といったニーズが生まれる。こうした複合的ニーズにつき、「ビッグデータ」から明らかとなったそのニーズに応えるために何ができるのか。これに果敢に取り組む松田晋哉『ビッグデータと事例で考える日本の医療・介護の未来——複合ニーズに対応する地域包括ケア構築のために』（勁草書房）がある。また、地域医療の充実も求められるが、これにつき、高橋紘士＝田中明美＝筒井孝子他共著『地域包括ケア時代の地域包括支援センター』（オーム社）は地域包括支援センターの役割などを事例の基づき紹介する。なお、高橋紘士編著『人を想い、地域を耕し、社会を変える人たちと 地域包括ケアを現場で語る』（木星舎）も併せて一読されたい。また、当期、保健医療福祉分野の教科書である府川哲夫＝磯部文雄『保健医療福祉行政論 [改訂版]』（ミネルヴァ書房）が改訂された。

また、人生 100 年といわれる中、わが国の介護対策の充実も喫緊の課題である。そこで、わが国同様に高齢化問題に直面する諸外国の介護の現状を理解することも重要である。福祉大国であるスウェーデン及びドイツの介護事情を紹介する石田瞳「第 13 章 ユーラシアにおける高齢者介護と家族問題」野口教子編著『多文化共生時代への経済社会 アジア・欧州との交流がもたらすもの』（2022 年、芦書房）261 頁は一読に値する。

当期も、コロナ禍であることに起因すると思われるが、多くの感染症にまつわる歴史・民俗分野の著作が刊行された。コロナ禍では、マスク着用はもちろんのこと、うがい手洗いの励行がこれほどまでに定着したことはかつてなかったのではないだろうか。「洗浄という行為」や「清潔という感覚」につき歴史的な視点で検討する国立歴史民俗博物館＝花王株式会社編『〈洗う〉文化史——「きれい」とは何か』（吉川弘文館、2022 年）は貴重な業績である。医学書、幕府資料、日記、浮世絵などの資料に依拠しつつ、生活の中で「感染症」がどのように影響を与えたのか、特に、江戸時代の生活史という一断面を軸に分析・検討する鈴木則子『近世感染症の生活史——医療・情報・ジェンダー』（吉川弘文館、2022 年）がある。特に、ジョン・スノウ『コレラの感染様式について』（岩波文庫、2022 年）もコロナ蔓延のこの時期であるからこそ読み継がれていくべき古典である。ロバート・キャンベル『日本古典と感染症』（角川ソフィア文庫）も併せて一読されたい。また、畑中章宏『日本疫病図説——絵に込められた病魔退散の祈り』（笠間書院）は疫病芸術につき多くカラー図版が紹介されている。

その他の医療制度史に関する文献として当期は以下の文献が挙げられる。松村紀明「明治種痘の研究——補完する種痘積善社と対立する種痘勸善社——」日本医史学雑誌第 67 巻第 1 号 3 頁以下は、我が国における種痘の受容とその普及につき、明治期の種痘館規則の方針転換を踏まえて、民間の医師がそこで大きな役割を果たしていたことを描き出す。特に、東京の種痘積善社と岡山の種痘勸善社の活動を軸に検討する。

精神医学の歴史につき、近代精神医学の成立史を軸に多面的に検討する小俣和一郎『精神医学の近現代史 歴史の潮流を読み解く』（誠信書房）がある。

富士川游の業績をたたえる田畑正久＝桑原正彦＝富士川義之＝松田正典他『富士川游の世界 医学史, 医療倫理, そして宗教』(本願寺出版社)がある。富士川游は「医師は病気にだけ着目するのではなく、病人を救う人格性を持つことの大切さを指向された」(まえがき(1頁))とし、これは、全人的医療の実践者としての心構えを説くものでもあろうし、富士川が浄土真宗に造詣が深かったことと無関係ではあるまい。

(神坂 亮一)

(2) 地域医療制度

COVID-19 の感染拡大は、地域における新興感染症等の感染拡大に際する地域における医療提供体制の問題を浮き彫りとした。そこで医療計画と地域医療構想にかかる医療法の一部が改正され、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項が追加されることとなった(良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を促進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年5月28日法律49号)3条による改正。令和6年4月1日より施行。同法のその他の内容については、6.医療専門職・医療機関を参照されたい。)。医療計画の記載事項の改正に関連したものとして、**病院 81 巻 1 号(2022 年 1 月) 16 頁以下は、特集「COVID-19 パンデミックから地域医療構想を再考する」**を組み、地域医療の現場の視点に基づく地域医療構想の在り方にかかる多数の論攷を掲載する。また、COVID-19 感染拡大後の地域における在宅医療の在り方に関する論攷を掲載するものとして、**特集「新時代の『在宅医療』——先進的プラクティスと最新テクノロジー——」総合診療 31 巻 7 号(2021 年 7 月) 822 頁以下**がある。なお、COVID-19 の感染拡大を通して浮き彫りとなった医療制度にかかる問題点について患者の権利を保障する医療基本法の制定の必要性を説きつつ検討する著書として、**岡田行雄編『患者と医療従事者の権利保障に基づく医療制度——新型コロナウイルス禍を契機として考える——』(現代人文社、2021 年 3 月)**がある。

地域包括ケアシステムについては、医療と介護の関係のみならず、ACP(Advance Care Planning)を視野に入れて考察する論攷がみられた。**朝倉輝一「新型コロナパンデミックと地域包括ケアシステム」東洋法学 65 巻 3 号(2022 年 3 月) 205 頁以下**は、平成 30 年度厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金老人保健増進等事業の地域包括ケア研究会の報告書「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究報告書」(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190410_17.pdf) (2019 年 3 月) の検討を通じて、地域包括ケアシステムと介護保険制度に共通する理念を確認しつつ、COVID-19 感染拡大による経済格差・健康格差を容認したまま、自助や互助を強調する新自由主義的な観点や「自己責任論」を前提に、社会保障の地域包括ケアシステムのあり方を議論する

ことの危うさを説く。さらに、西内俊朗「地域包括ケアシステム構築における在宅・介護連携の課題と展望——地域共生社会の実現に向けて」埼玉学園大学紀要人間学部篇 21 号（2021 年 12 月）369 頁以下は、埼玉県内にある高度急性期病院における具体的事例に基づいて在宅・介護連携の課題を概観した上で、今後見込まれる在宅医療と介護連携における心理専門職の介入を要するケースの増加に対応する公認心理師の活躍の場の整備や高齢者の医療にかかる ACP のあり方など、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム推進のための課題と展望について検討する。なお、実態調査として、地域包括ケアシステムの構築についての実際の取り組みについて自由記述方式による質問紙調査の実施結果から地域包括ケアシステム全体の構築に関する取り組み内容と課題を検証した河野高志「地域包括ケアシステムの構築における課題と進捗状況の検討——地域包括支援センターの全国調査を通して——」社会福祉学 62 巻 2 号（2021 年 8 月）76 頁以下がある。

（3）医療保険制度

今期、医療保険の動向として注目されるのは、後期高齢者の保険料自己負担割合の引き上げにかかる「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 6 月 11 日法律 66 号）が 204 回常会において成立したことであろう。同法により「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部が改正され、後期高齢者医療の被保険者の保険料自己負担（窓口負担）割合につき、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものは、その自己負担割合が、2022 年 10 月 1 日から 2 割となる。同法によって、健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする改正などもなされる。同法の成立経緯や内容を紹介するものとして中江遼太郎「全世代対応型の社会保障制度を構築するための医療保険制度の見直し：後期高齢者医療における窓口負担の見直し等の給付と負担の見直し、子ども子育て支援の拡充、保健事業における健診情報の活用促進等：全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 66 号) 令 3・6・11 公布 令 4・10・1 施行(一部を除く)」時の法令 2142 号（2022 年 3 月）31 頁以下がある。

医療保険制度に関する論攷として、小西啓文「介護政策と障害政策の統合的把握に関する予備的考察——『介護保険法と障害者総合支援法の統合』再論——」法律論叢 92 巻 6 号（2020 年 3 月）75 頁以下は、介護保険によるサービス給付と障害者に対するサービス給付の関係性やあり方についてドイツを参考にしながら考察した上で、介護保険制度と障害者福祉制度とを統合する試論に向けた検討課題を提示する。また、寺田誠「医療保険と医療扶助の対比からみる必要充足のための制度化の論点——リスクとニーズの視点から」東洋大学大学院紀要 58 巻（2022 年 3 月）307 頁以下は、医療を現物給付する医療保険制度による保険給付と生活保護法による医療扶助について、その制度化の経緯に着目しつつ、要保障性をリスクの問題として捉える医療保険（健康保険）と要保障性をニーズの問題として捉える医療扶助の

異同について考察する。

海外の医療保険制度については、ドイツの公的医療保険における高齢者（年金受給者）の位置づけを歴史的に考察し、保険料の拠出等の所得移転にかかる高齢者の医療費負担のあり方について検討する松本由美「公的医療保険における高齢者の位置づけ——ドイツ医療保険の歴史的考察を通じて」福祉健康科学 2 号（大分大学）（2022 年 3 月）33 頁以下、また、中国の公的医療保険制度の変遷と概要、現行制度の仕組みや運営が抱える課題について指摘した上で、公的医療保険が主観的厚生に与える影響について検討する馬欣欣「中国公的医療保険の改革とその評価」社会保障研究 6 巻 4 号（2022 年 3 月）421 頁以下、その他、海外の保険医療制度の概略を紹介するものとして、大久保豪「日本、ドイツ、フランス、イギリスにおける患者自己負担制度の違いについて」医療と社会 31 巻 1 号（2021 年 7 月）45 頁以下がある。また、アメリカの医療保険制度改革法（The Patient Protection and Affordable Care Act、通称オバマケア）の避妊に関わる医療保険の教会免除規定が争われた Case を紹介するものとして青野篤「最近の判例 Little Sisters of the Poor Saints Peter & Paul Home v. Pennsylvania, 591 U.S. 140 S. Ct. 2367 (2020)：雇用主の宗教的、道徳的異議に基づいて、避妊医療保険の提供義務を免除する行政規則の制定が、連邦法の授権の範囲内にあり、行政手続法にも違反しないと判断した事例」アメリカ法 2021 年 1 号（2022 年 2 月）143 頁以下がある。なお、任意保険に関して、ドイツの遺伝子診断法を紹介しつつ任意保険における遺伝子情報の取扱いについて検討する清水耕一「ドイツ遺伝子診断法における保険契約締結前後の遺伝子情報の取扱いについて——社会的連帯共同体の観点から——」神奈川法学 54 巻 1 号（2021 年 9 月）1 頁以下がある。

（和泉澤 千恵）

（4）救急医療・災害医療

小西敦『救急医療の法的基層』（信山社）は、救急医療の法的根拠、患者受入体制、応招義務、補償関係、救急搬送をはじめとして救急医療体制から医療従事者が提供する医療行為まで視野におさめ、救急医療に関する法的問題を網羅的に取り扱う。

その他、今期も医療従事者の立場からの救急医療に関する論稿がみられた。大谷圭ほか「ロンドンの救急医療システムとその運用状況——トリアージと各職種への分業・分担による救急運用——」東京慈恵会医科大学雑誌 136 巻 1=2 号 15 頁以下は、日本同様、救急車要請および搬送が無料であるイギリスにおける救急医療システムについて報告し、日本と比較する。他方、消防機関ではなく、医療機関に所属し救急外来などで業務にあたる救急救命士に着目し、その役割や救急医療体制全体への影響について述べるのが木庭雄至「病院救急救命士の役割と今後の展望」日本臨床救急医学会雑誌 25 巻 1 号 78 頁以下である。三橋正典=田邊晴

山=小川理郎「新型コロナウイルス感染症の流行が救急需要に与えた影響に関する調査」日本臨床救急医学会雑誌 24 巻 4 号 578 頁以下は、政令指定都市を管轄する全国 20 の消防機関における救急出動件数の減少について、COVID-19 による影響を指摘する。

玉井亮子「急性期災害医療体制整備の政策過程：DMAT 創設を事例に」問題と研究 50 巻 2 号 107 頁以下は、日本における災害派遣医療チーム（DMAT）の創設を例にとり、現代の日本における災害医療体制の整備状況および、専門家集団と政策とのかかわりに関して考察する。

なお、災害医療を支える制度やシステムなどの現状と課題については、**医学のあゆみ 277 巻 8 号の特集「災害医療対応の最前線——近年の災害対応からの教訓」**を参照されたい。

その他、新出悠介「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律<法律解説/国会・内閣>」法令解説資料総覧 478 号 23 頁がある。

(小谷 昌子)

10 生殖補助医療・人工妊娠中絶

1) 生殖補助医療

今期も 2020 年度学界回顧で取り上げた「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(令和 2 年 12 月 11 日法律 76 号、以下、生殖補助医療法と略することがある。)に関連する論攷等が公表されている。同法の概要等を紹介するものとして、水江真人「生殖補助医療法の制定」時の法令(2021 年 5 月) 2121 号 33 頁以下、同「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」法令解説資料総覧 473 号(2021 年 6 月) 4 頁以下、同「『生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律』の概要」法律のひろば 74 巻 6 号(2021 年 6 月) 58 頁以下(3 つの水江論攷は、体裁を若干異にするものの全く同一のものといえる。法令解説資料総覧には、資料として参議院及び衆議院の附帯決議が掲載されている。)、小川貴裕「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例部分)の概要」民事月報 76 巻 4 号(2021 年 4 月) 49 頁以下、家庭の法と裁判 32 号(2021 年 6 月) 92 頁以下、戸籍 999 号(2021 年 8 月) 1 頁以下(3 つの小川論攷が紹介する内容は同じである。)がある。

生殖補助医療法について検討した論攷として、永水裕子「あるべき生殖補助医療法制をめぐって検討すべき課題——『生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律』の制定を受けて——」[〈資料〉『生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律』制定における国会の議論]桃山法学 35 号(2021 年 10 月) 1 頁以下、同 93 頁以下は、制定過程を踏まえた同法の問題点と今後の検討課題について考察する。特に同法 3 条 4 項の文言と優生思想の問題について丁寧な検証がなされている(資料は、法律制定過程における国会審議内容を紹介するとともに若干のコメントが付されている。)。また、石井美智子「生殖補助医療法の成立——その意義と課題——」法律論叢(明治大学法律研究所) 94 巻 4・5 合併号(2022 年 2 月) 1 頁以下は、これまでの裁判事例を紹介しつつ生殖補助医療法の問題点を指摘するとともに生殖補助医療の新たな技術に関する今後の課題を検討する。さらに、連載「生命への介入、その法的課題」の一部となる建石真公子「『生殖補助医療の親子関連法』の制定——人権の観点からの問いかけ」[生殖医療と法における『尊厳』とは(1~5)]「人の胚に対する研究」[代理懐胎と法(1、2)]時の法令 2121 号 54 頁以下、2123 号 39 頁以下、2125 号 65 頁以下、2127 号 58 頁以下、2133 号 54 頁以下、2135 号 76 頁以下、2137 号 58 頁以下、2139 号 78 頁以下、2141 号 122 頁以下は、フランス生命倫理法を主軸に生殖補助にかかる問題について、ときに生殖補助医療法に触れながら人権や人間の尊厳という観点から考察する。

生殖補助医療にかかる夫の同意がなかったとして夫が胚移植を実施したクリニック等に対して損害賠償請求を提起した大阪地判令和 2 年 3 月 12 日（判時 2459 号 3 頁）を素材として、生殖補助医療と父子関係について論じたものとして、中村道子「生殖補助医療における同意撤回と意思確認義務：大阪地裁令和 2 年 3 月 12 日判決（平成 29 年（ワ）第 12214 号損害賠償請求事件）判例時報 2459 号 3 頁、裁判所ウェブサイト」法学会雑誌（東京都立大学）62 巻 1 号（2021 年 7 月）573 頁以下がある。また、稲葉実香「生殖補助医療と親子関係（二・完）男性のリプロダクティブ・ライツにかんする一考察」金沢法学 64 巻 2 号（2022 年 3 月）1 頁以下は、同事件の控訴審である大阪高判令和 2 年 11 月 27 日（判時 2497 号 33 頁）も加味して男性のリプロダクティブ・ライツについて憲法の視点から考察している（前年度学界回顧で紹介した論攷（金沢法学 63 巻 2 号 14 頁以下（2021 年 3 月））に続くものであり、完結した。なお、本論攷の骨子は、柴田堯史「生殖補助医療における自己決定権」法学セミナー 803 号 114 頁で知ることができる）。

水野礼・入澤仁美「カウンセリング不在の生殖医療にみられる倫理的問題点」臨床倫理 9 号（2021 年 3 月）48 頁以下、西岡啓子・成田伸「生殖補助医療を受療する場における女性の体験」日本母性看護学会誌 21 巻 2 号（2021 年 3 月）61 頁以下は、生殖補助医療の当事者の意識等を調査・検討した論攷となっており、法制度について考察する際に参考となる。また、生殖補助医療については、その保険適用の範囲について議論がされているところであるが、前田恵理・石原理他「韓国における人工授精および生殖補助医療の公費負担状況——保険適用の背景と影響に関する訪問調査」公衆衛生 86 巻 1 号（2022 年 1 月）84 頁以下は、韓国の難妊施術（人工授精と生殖補助医療）の保険適用を実現した韓国の助成金制度から保険適用へ転換した背景などについて紹介している。わが国における生殖補助医療の保険適用を検討するに際して参考になるとと思われる。その他、生殖補助に関連する論攷として、原田香菜「ヒト配偶子に関する権利の性質をめぐる英国判例の分析と本邦への示唆 ——生殖補助医療における no-property 原則の例外の展開——」早稲田大学大学院法研論集 178 号（2021 年 6 月）155 頁以下がある。

生殖補助医療法制を検討するに際しては、法的親子関係をも視野に入れる必要があるが、二宮周平編『現代家族法講座 第 3 巻 親子』（日本評論社、2021 年 1 月）は、難治性不妊症の当事者、独身者、セクシャルマイノリティの当事者のニーズを視野に入れた生殖補助医療法制のあり方について検討する二宮周平「生殖補助医療の利用と親子関係」115 頁以下や、ニュージーランドの生殖補助医療による子の法的親子関係について紹介しつつ、提供型生殖補助医療や代理懐胎により出生した子の自己の出自を知る権利や情報アクセス権について考察する梅澤彩「出自を知る権利に関する一考察」141 頁以下を収録する。また、二宮周平編『現代家族法講座 第 5 巻 国際化と家族』（日本評論社、2021 年 1 月）には、渉外的代理母による出生子に関する法律問題につき、分娩者、卵子提供者、母たる意思を持つ者が分裂することによってもたらされる国際司法上の親子関係について考察する佐藤やよひ「国際的代理母契約により出生した子の親子関係」145 頁以下が収録されている。

令和 4 (2022) 年 2 月 1 日開催の法制審議会民法(親子法制)部会において、嫡出推定制
度等の親子法制に係る見直しにかかる「**民法(親子法制)等の改正に関する要綱案**
(<https://www.moj.go.jp/content/001366349.pdf>) が取りまとめられた。本要綱案の中には、
生殖補助医療法の第三者の提供精子を用いて生まれた子の親子関係にかかる改正案も提示
されている。生殖補助医療法附則 3 条が定める 2 年をめどとする行為規制を含む検討期限
が迫るなか、生殖補助医療については、民法の親子法制を視野に入れた多角的な検討が必要
であり、今後も活発な議論がなされるものと思われる。

2) 人工妊娠中絶

人工妊娠中絶との関係を含めて検討されることのある出生前検査に関連する論攷が散見
された。出生前検査と人工妊娠中絶との関連性などについて論じたものとして、林弘正「**非
侵襲的出生前遺伝学的検査の現状と問題**」法政治研究 7 号 (2021 年 3 月) 1 頁以下がある。
また、本田まり「**出生前の生命をめぐる法と倫理**」生命と倫理 8 号 (2021 年 3 月) 65 頁以
下は、母体保護法と人工妊娠中絶の適用要件についての私見を展開しており注目される。

大学生の避妊・中絶に関する問題意識等の事例紹介をするものとして、木村尚子「**『避妊・
中絶を学ぶ』——『ジェンダー論』の授業から——**」広島修道大論集 61 巻 2 号 (2021 年 2 月)
139 頁以下がある。さらに、人工妊娠中絶にかかるケアを行う助産師の実務や助産師が抱え
る葛藤などについて紹介する小澤淳子「**人工妊娠中絶と助産師——日本の現状について英国
助産師の実践をもとに考える**」助産雑誌 75 巻 12 号 936 頁以下 (2021 年 12 月)、及び、斎
藤未希「**中期中絶ケアの葛藤に折り合いをつけ、寄り添うために助産師は何をしているか**」
助産雑誌 75 巻 9 号 688 頁以下 (2021 年 9 月) は、人工妊娠中絶に対する医療スタッフのか
かわりかたや女性の心理などの臨床の一端に触れることができる。これらの論攷は、人工妊
娠中絶にかかる法制度を考察する上で参考となろう。

出生前検査については、令和 3 (2021) 年 5 月に、厚生科学審議会科学技術部会の NIPT
等の出生前検査に関する専門委員会が「**NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会報告書**
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000783387.pdf>) をだしており、非侵襲性出生前遺伝学
的検査 (NIPT (Non Invasive Prenatal genetic Testing)) にかかる課題に端を発しつつ、NIPT
以外の検査手法を含む出生前検査全般についての検討が行われている。さらに、生殖補助医
療に関連する出生前の検査の一つとして、日本産科婦人科学会は、2022 年 1 月に「**『重篤な
遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査』に関する見解**」及びその「**細則**」
(https://www.jsog.or.jp/activity/rinri/19_pgt-m-kenkai-saisoku.pdf) を発表している。こ
れは、従前の「**着床前診断に関する見解**」を改定して、重篤な遺伝性疾患を対象とした受精
卵 (胚) の着床前遺伝学的検査について、ヒトの体外受精・胚移植技術の適用を認めるとと
もに、実施にあたり遵守すべき条件について定めている。なお、選択的人工妊娠中絶や生殖

補助医療法が定める基本理念の文言との関連で問題となっている優生思想について、**障害法 4 号（2020 年 11 月）は「特集 優生思想と障害法の課題」として、東俊裕「熊本における優生保護法に対する国家賠償請求訴訟の概要」59 頁以下、金子匡良「優生思想と憲法」77 頁以下、朝倉むつ子「シンポジウム要録 優生思想と障害法の課題」97 頁以下を掲載している。**

その他、各種墮胎罪のうち結果的加重犯に付随して発生する罪数や共犯現象との関係から生ずる罪数に焦点を当てて考察をした論攷として、**大山徹「各種墮胎罪と罪数」杏林社会科学 36 巻 4 号（2021 年 3 月）53 頁以下**がある。

ところで、人工妊娠中絶については、近時、合衆国最高裁判所判事の構成が変化していることもあり、アメリカの動向が注目されている。人工妊娠中絶を実施する医師に対して近隣病院への患者の入院特権の所持を義務付けるなどしたルイジアナ州法の合憲性を争った *June Medical Service v. Russo*, 140 S.Ct. 2103 (2020) は、5 対 4 で違憲と判断された。当該 Case の紹介および考察を行うものとして、**根本猛「なおも続く人工妊娠中絶論争 ジューンメディカル判決のロバーツ同意意見を中心に：June Medical Service v. Russo, 140 S.Ct. 2103 (2020)」静岡大学法政研究 25 巻 2-4 合併号（2021 年 10 月）90 頁以下、及び、森本直子「アメリカ合衆国連邦最高裁判所のルイジアナ州人工妊娠中絶規制違憲判決——June Medical Services v. Russo, 140 S. Ct. 2103 (2020)」医事法研究 4 号（2022 年 1 月）107 頁以下**がある。当該判決後、合衆国最高裁判所判事の構成が保守派 6 人、リベラル派 3 人の保守派優勢の体制となったことは、2020 年度学界回顧で紹介したところである。その後、合衆国最高裁判所を構成する判事について、2022 年 1 月に引退を表明したリベラル派の Stephen Gerald Breyer 判事の後任として、同じくリベラル派の Ketanji Brown Jackson 判事（初の黒人女性）が指名され、同年 4 月 7 日に上院の承認を得た。Breyer 判事の退任は、2022 年 6 月に予定されているとのことだが、保守派が 6 人、リベラルが派 3 人という最高裁判所の全体構成に変わりはない。2022 年 5 月には、*Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973) を覆す合衆国最高裁判所の判決草案にかかる報道がなされて世間の注目を集めており、アメリカにおける人工妊娠中絶をめぐる議論等の行方が気になるところである（※）。なお、このようなアメリカにおける人工妊娠中絶にかかる動向を通覧するに際して参考となる著書として、**小竹聡『拓殖大学研究叢書（社会科学）53 アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』（日本評論社、2021 年 10 月）**がある。同著は、著者の既刊論攷をまとめたものであるが、2020 年までのアメリカ合衆国における妊娠中絶の歴史を振り返り、裁判と政治の展開のみならず、個々の判決の歴史的、社会的背景についても丁寧な言及がなされている。

※2022 年 6 月 24 日、合衆国最高裁判所は、妊娠 15 週以降の人工妊娠中絶を原則として禁止するミシシッピ州法の合憲性が争われていた事案（*Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*）において、*Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973) を覆して同州法を容認する判断を 6 対 3 で示した。

その他、人工妊娠中絶と生殖補助医療の双方に言及する著書として、**小椋宗一郎『生命をめぐる葛藤——ドイツ生命倫理における妊娠中絶、生殖医療と出生前診断』（生活書院、2020**

年 11 月) は、人工妊娠中絶を主軸して、ドイツの「妊娠葛藤」概念について丹念に紐解いて、カウンセリングの重要性とその在り方について説いた上で、人間の生命の誕生にかかる出生前診断や生殖補助医療などについても、同様のカウンセリングが必要であると指摘する。また、柘植あづみ『生殖技術と親になること——不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤』(みすず書房、2022 年 2 月) は、生殖補助医療と出生前検査を主軸に、人工妊娠中絶や胚の移植を含むカウンセリングの在り方についても言及しつつ、当事者の語りを通して医療や政治の理論をも紹介しながら、あるべき法制度の方向性についての多角的な検討を試みた著書となっている。

(和泉澤 千恵)

11 終末期医療

城祐一郎『現代医療関係法』（成文堂）には、安楽死・尊厳死（殺人・嘱託殺人）（第六章）がある。井田良「臨床倫理に関する判断の『手続化』と刑事責任」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂）489 頁以下については、生命倫理学会においても言及されており、最近の手続化に関する議論への注目が窺える。また、松井茂記『尊厳死および安楽死を求める権利』（日本評論社）は、患者がそれを望んだときに安楽死や尊厳死（医師の幫助を得た自殺）をする権利が憲法により保障されており、それが認められていないことは憲法に反すると主張する。

海外諸国における終末期医療に関する法制度・議論状況については、特定の国に関する文献が多いことから、以下、国別に列挙する。

【イギリス】

小寺正一「英国における終末期ケア——近年の政策・制度の動向」レファレンス 843 号 27 頁以下。

【フランス】

小林真紀「フランスにおける終末期医療関係法が抱える課題——持続的な深い鎮静を要請する権利に関する一考察」甲斐克則編『医事法研究第 4 号』31 頁以下。

【ドイツ】

秋山紘範「終末期における自己決定権を巡るドイツ判例及び学説の動向」比較法雑誌 55 巻 1 号 123 頁以下、石居圭「『医師による臨死介助』に関するドイツ判例の動向と日本の議論への示唆」明治大学院生論集 54 号 133 頁以下、福山好典「ドイツにおける刑法 217 条（業としての自殺促進罪）違憲判決」甲斐克則編著『医事法研究第 3 号』103 頁以下、および只木誠監訳・海老澤侑訳「ドイツにおける臨死介助と自殺幫助をめぐる争い」白門 70 巻 4 号 17 頁以下。

【オーストリア】

神馬幸一訳「アロイス・ビルクルバウアー『自殺関与（刑法第 78 条）の部分的違憲性——判決の初見分析及び発展的考察』」獨協法学 115 巻 319 頁以下、同「《翻訳》オーストリア憲法裁判所 2020 年 12 月 11 日判決（1）——オーストリア刑法第 78 条の部分的違憲性」獨協法学 115 巻 343 頁以下、同「《翻訳》オーストリア憲法裁判所 2020 年 12 月 11 日判決（2）——オーストリア刑法第 78 条の部分的違憲性」獨協法学 116 巻 365 頁以下。

【アメリカ】

永水裕子「テキサス州事前指示法の下における生命維持治療中止手続きとその問題点——より公正な手続保障を求めて」甲斐克則編『医事法研究第 4 号』1 頁以下、新谷一朗「終末期医療における人工的水分・栄養供給法（AHN）の特殊性について——アメリカ合衆国の議論と立

法を素材として」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂）525 頁以下。

【カナダ】

佐伯仁志「カナダにおける医療的臨死解除の合法化——その後の動き」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂）505 頁以下。

そのほか、COVID-19 パンデミックに関わるものとして、勝亦藤彦「コロナ危機における事前的トリアージと『義務の衝突』——トリアージの基準と義務考量の関係を中心として」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂）479 頁以下は、ドイツの議論、特に「医学的見地に基づく実質的なトリアージ基準」について詳細な検討をする。

（船橋 亜希子）

12 移植医療

当期、移植医療の現実を知るための文献として以下の特集等が挙げられる。まず、「**特集 臓器提供・臓器移植**」救急医学第 45 巻第 10 号 1228 頁以下を挙げたい。I. 臓器提供・臓器移植の全体像、II. 臓器提供・臓器移植も見据えた患者・家族対応、III. 脳死判定の実践と展望の 3 つに分かれていて、救急救命医を対象にした患者・家族対応なども検討されている。次に、「**特集 臓器移植—限界と挑戦**」医学のあゆみ第 279 巻第 7 号 675 頁以下では、今や成熟期と迎えているといわれる「臓器移植」につき、革新的な領域に焦点を当てた特集となっている（板橋淑裕＝酒井謙「高齢レシピエントの腎移植—腎移植の恩恵を享受するために」676 頁以下、原田昇＝吉住朋晴＝戸島剛男「超高齢社会における肝移植」680 頁以下、松野直徒＝石井大介＝岩田浩義「臓器保存の臨床への挑戦」684 頁以下、日比泰造「Transplant Oncology が拓くがん治療の未来」688 頁以下、尾上隆司＝田口和浩＝大段秀樹「移植免疫から展開するがん免疫—血管内皮細胞の免疫学的特性の側面から」699 頁以下、徳重宏二＝内田浩一郎「免疫寛容誘導への挑戦」707 頁以下、稲毛由佳＝松本啓＝横尾隆「腎臓再生の現状と小児医療への応用」715 頁以下、蔵満薫＝江川裕人「コロナ禍における移植医療」720 頁以下を所収）。特に、covid-19 の全国的な蔓延によって、医療機関にその患者が入院することで通常医療に大きなダメージが与えられてきた。移植医療も例外ではない。そこで、コロナ禍における移植医療の現状を紹介し、こうした中でも継続的に移植医療を実現していくための対策を提示する蔵満薫＝江川裕人「コロナ禍における移植医療」720 頁以下は興味深い。最後に、「**特集 移植医療と臨床検査**」臨床検査第 65 巻第 12 号 1239 頁以下は移植医療における臨床検査につき総論的に論じ、各論として、様々な移植医療を取り上げて当該検査の意義や役割を検討するものである。

昨年回顧にて紹介した山中敬一「わが国における臓器移植をめぐる法規制の現状と問題点：ドイツ法との比較の観点から（1）」関西大学法学論集 70 巻 4 号 573 頁以下、同「わが国における臓器移植をめぐる法規制の現状と問題点：ドイツ法との比較の観点から（2）」関西大学 法学論集 70 巻 5 号 1156 頁以下、同「わが国における臓器移植をめぐる法規制の現状と問題点：ドイツ法との比較の観点から（3・完）」関西大学法学論集 70 巻 6 号 1597 頁以下を含めた身体（細胞・組織・臓器）及び死体、生殖医療・遺伝子治療・ヒト胚研究、移植医療と脳死、終末期医療と臨死介助といった多岐にわたる医事法学・生命倫理学上の諸問題を扱う山中敬一『医事刑法概論Ⅱ 先端医療の比較規範体系』（成文堂）が上梓された。特に、ドイツにおける議論と比較し、我が国の臓器移植制度の特徴を分析・検討するものである。なお、脳死・臓器移植を検討する際、「死者」につき議論が行われるべきである。特に、仮屋篤子「Ⅱ 死者 法主体としての死者を考える」法学教室第 498 号 24 頁以下及び長塚真琴「Ⅱ 死者 死んだ著作者の残したものは」法学教室第 498 号 29 頁以下が示唆に富む。

当期、驚くべきニュースが世界中を駆け巡った。2022 年 1 月 10 日、米国のメリーランド

大学メディカル・センター (University of Maryland Medical Center) で、遺伝子操作をしたブタの心臓が当該メディカル・センターの医師団によって成人男性に移植されたということだ (<https://www.bbc.com/japanese/59947468>) (術後 2 か月が経過し、この男性は死亡。<https://www.bbc.com/japanese/60686479>)。特に、米国では、2021 年 10 月に、遺伝子操作されたブタの腎臓が脳死状態の患者に試験的に移植されたというセンセーショナルなニュースも報じられていた (<https://www.bbc.com/japanese/59005374>)。

こうした移植が行われる背景には、世界的な臓器提供数の少なさがある。免疫抑制技術の進展が見られる中で、同種移植は確立された感があるが (さまざまな移植形態が行われている)、待機患者は増える一方である。こうした状況を解消するために、異種移植の研究が進められてきた (わが国でも、政府指針として、平成 14 年 7 月 9 日厚生労働省医政局研究開発振興課長通知 (医政研発第 0709001 号) で「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」が公知された後、平成 28 年 6 月 13 日厚生労働省医政局研究開発振興課長通知 (医政研発 0613 第 1 号) で当該指針の改定が行われたことが周知徹底された。)

あくまでも、異種移植は再生医療、人工臓器といった技術のうちの 1 つとして考えられている (この前臨床研究の進展状況を紹介する文献として、やや古いですが、山田和彦「異種移植はここまできている 世界・ハーバード大学・鹿児島大学：臨床応用を視野に入れた臓器置換最先端戦略」*Organ Biology* 18 巻 1 号 (2011 年) 59 頁以下、佐原寿史他「異種移植の未来動向」*移植* 50 巻 1 号 (2015 年) 016 頁以下、山田和彦他「夢ではなくなった異種臓器移植と免疫寛容誘導戦略の重要性——独自の免疫寛容誘導療法による異種移植の臨床応用への試み」*Organ Biology* 25 巻 2 号 (2018 年) 169 頁以下を参照)。

そもそも、大動物であるブタは実験動物として医学研究で利活用されてきた。特に、生理・解剖学的特徴及びその体格が人間に近く、人間に用いられる医療器具をそのまま使用できる点でもかなり貴重な存在であるといえる。近年、ゲノム編集技術が長足の進歩を遂げ、当該技術をブタに応用し、前臨床研究としてその臓器を人間の移植用臓器に改変する試みが行われている (特に、渡邊将人・長嶋比呂志「ゲノム編集ブタの医療への応用」*細胞* 53 巻 7 号 12 頁以下を参照)。こうした研究の進捗状況も睨みながら、今後、異種移植特有の倫理的問題を抽出し、それを踏まえた法制度のあり方を検討する必要があるように思われる (これにつき、吉田修馬「異種移植と人間の自然の技術化」*生命倫理* 第 29 巻 第 1 号 (2019 年) 61 頁以下では「不自然さ」に対する懸念という視点で倫理的に検討する。)

法・倫理以外の論考として、生命倫理に関する諸問題につきアンケート調査を行ってその結果を分析する文献として、岩間淳子＝松原静郎「生命倫理問題に対する大学生の意見——臓器移植・脳死、終末期医療などに関する調査——」*桐蔭論叢* 第 45 号 49 頁以下がある。そこで、大学生の生命倫理問題への関心につき、看護系の学生は教育系の学生よりも高かったと結論付ける。田中丹史「社会運動における生命倫理：日本の脳死・臓器移植論争を事例として」*哲学・科学史論叢* 第 23 号 27 頁以下では、生命倫理が社会運動及び市民運動の文脈でその役割を検討する。贈与という視点で、臓器移植とカニバリズムとの関係性に迫る岩野卓司

「贈与の視点から見た臓器移植とカニバリズム」明治大学教養論集通巻第 552 号 21 頁以下
がある。

(神坂 亮一)

13 精神医療

神林美樹・斉藤章佳・菅原直美・中原潤一・林大悟・丸山泰弘『行為依存と刑事弁護——性依存・窃盗症などの弁護活動と治療プログラム』（日本加除出版）が上梓された。

北山修悟「精神科医療における医師—患者関係（3）——精神科医療の契約法・序説」成蹊法学 94 号 15 頁以下、同「精神科医療における医師—患者関係（4）——精神科医療の契約法・序説」成蹊法学 95 号 15 頁以下が連載中である。医療観察法に関する竹村眞史「医療観察法雑観」成蹊法学 94 巻 341 頁以下、同「医療観察法の新たな課題」成蹊法学 95 巻 221 頁以下のほか、城下裕二「窃盗症（クレプトマニア）・摂食障害と刑事責任をめぐる近時の裁判例の動向」山口厚＝酒巻匡＝大澤裕＝川出敏裕（編）『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂）153 頁以下も興味深い。

特定の裁判例に関するものとして、上原大祐「万引き行為で解離性同一性障害が認められた事例——東京高判平成 30 年 2 月 27 日判時 2409 号 118 頁以下」甲斐克則編『医事法研究第 4 号』183 頁、西森利樹「医療保護入院中の患者に対する身体的拘束は違法であり使用者責任が認められるとして原判決が変更された事例（名古屋高金沢支判令和 2 年 12 月 16 日）」アドミニストレーション 28 巻 1 号 107 頁以下。

そのほか、小山田静枝「刑務所における高齢者と認知症の増加の問題について——高齢受刑者の現状と課題」日本社会精神医学会雑誌 29 巻 1 号（2020 年）60 頁以下、同「高齢受刑者の問題について——その現状と課題」司法精神医学 16 巻 1 号 90 頁以下に触れた。

精神保健福祉法に関連する動きとして、2021 年 10 月に岡山で開かれた日弁連第 63 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会で「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」が採択された。同決議では、精神保健福祉法上の強制入院の段階的廃止のロードマップも示された。詳しくは、「特集 精神障害のある人の尊厳の確立をめざして」自由と正義 73 巻 5 号 8 頁以下。

また、2021 年 10 月から 2022 年 6 月にかけて、厚生労働省「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」が開催された。同検討会では、精神保健福祉法の改正に向けて議論がされ、2022 年 6 月 9 日に報告書が公表された。昨今の精神保健福祉法改正の議論に関連するものとして、「特集 精神科医療における権利擁護（アドボケイト）」精神医療第 5 次 2 号 3 頁以下。

さらに、精神保健福祉法と関連して現在進行中の訴訟に関して、「特集 精神医療国家賠償請求訴訟——その背景と現段階——」精神医療第 5 次 3 号 2 頁以下が詳しい。

2021 年度の精神医療に関する法学の学界の動きとして、日本産業保健法学会が発足し、第 1 回学術大会が開かれたことが重要である。同学会は、労働者のメンタルヘルスを取り上げ、医療従事者から法学者、実務家まで幅広く多様な職種のメンバーにより議論されることが特徴である。第 1 回大会の様子は、泉陽子「日本産業保健法学会 第 1 回学術大会 開催報告」

産業医学ジャーナル 45 巻 1 号 69-73 頁。

そのほか、看護の観点から精神医療の法律を取り上げたものとして、「**特集 関係法規を振り返り看護の役割を考える——法律で律する看護業務——**」精神科看護 48 巻 10 号 3 頁以下。

外国の法制度に関しては、青木仁美「**カナダにおける成年後見制度と意思決定支援の発展——サスカチュワン州法を中心に——**」桐蔭法学 28 巻 1 号 85-124 頁、高嶋里枝「**翻訳：イングランド・2018 年精神保健施設（力の行使）法**」法学研究論集 56 号 161-171 頁、松本真由美「**Advocacy for Involuntary Inpatients in Mental Health Facility : Through the Legal Aid NSW in Australia**」日本医療大学紀要 7 号 45-57 頁。

また、そのほか、田中康代「**医療保護入院に関する一考察**」甲南法学 62 巻 1-4 号 99-114 頁。

(船橋 亜希子)

14 医療と情報（含：医療 AI）

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大によって、現在に至っても、わが国ではその終息が見通せない。特に、医療現場は 2020 年以降危機的な状況は変わっていない。パンデミック以前から、超高齢化社会の到来に伴って、医療従事者の過重労働、マンパワーの不足といった問題は顕在化している。こうした状況の中、医療従事者、ひいては医療現場の負担を軽減するために、AI（人工知能）の利活用が期待されている。医療 AI の利活用によって、医療崩壊といった最悪の事態を回避することができるに違いない。現在、医療 AI はその利活用において試行錯誤のフェーズであるといわれている（より具体的には、「製品化フェーズ」の段階であるといわれている。特に、現在の医療 AI は画像から病変部位を検出するなどのいわゆる「診断」を行うものであり、幅広い領域にそれは存在する（間木重行「最近の医療 AI の動向および医療 AI 研究への挑戦に向けた情報提供」東邦医学会雑誌第 68 巻第 4 号 143 頁以下を参照されたい。興味深いことに、AI による医療変革はすぐには起きないことも指摘する（144 頁）。）。ここ数年来、深層学習（ディープ・ラーニング）の飛躍的な進歩のお蔭で、当該技術は実用・実装段階に入るのも遠い未来ではないとされている（特に、画像診断の領域では実用・実装段階に入っている）。特に、令和 4 年 3 月 8 日に開催された第 4 回「新しい資本主義実現会議」で、「AI については、ディープラーニングを重要分野と位置づけ、企業による実装を念頭に置いて国家戦略を策定する」ことが示されたことで、今後、当該分野が加速度的な勢いで進化するように思われる。

今後、速やかにこのフェーズに移行するためには、やはり、医療ビッグデータのかつてないほどの集積が求められている。そこで、私たちはこうした状況を常にフォローしていく必要がある（医療 AI を取り巻く現状を分析・検討する文献として、佐藤真一・村尾晃平他『ビッグデータが拓く医療 AI』（丸善ライブラリー）を参照）。特に、医療 AI 技術を知るための文献として、井川房夫＝藤田広志編『これだけでわかる！医療 AI』（中外医学社）、小西功記＝清水祐一郎他著『医療 AI の知識と技術がわかる本 事例・法律から画像処理・データセットまで』（翔泳社）がある。AI の基礎を理解するための文献として、メラニー・ミッチェル『教養としての AI 講義 ビジネスパーソンも知っておくべき「人工知能」の基礎知識』（日経 BP）、ブライアン・キャントウェル・スミス『人工知能の可能性 機械は人間と同じ思考力を持つのか』（ニュートンプレス）、スチュアート・ラッセル『AI 新生 人間互換の知能を作る』（みすず書房）、ヤン・ルカン『ディープラーニング 学習する機械 ヤン・ルカン、人工知能を語る』（講談社）、立山秀利『ディープラーニング AI はどのように学習し、推論しているのか』（日経 BP）がある。アルゴリズムにつき、ハンナ・フライ『アルゴリズムの時代 機械が決定する世界をどう生きるか』（文藝春秋）は多くの事例を挙げていてわかりやすい。また、AI が社会に実装化される中で、今後の労働のあり方も変容していくに違いない。こうした労働のあり方も含めて多面的に検討する文献として、馬奈木俊介編著『AI は社会を豊かにす

るのか 人工知能の経済学 II』(ミネルヴァ書房)がある(特に、岩田和之・鶴見哲也・馬奈木俊介「第 5 章 患者から見る医療 AI の在り方—家計調査による患者満足度の分析」143 頁、森田玉雪・馬奈木俊介「第 6 章 対人口ロボットへの期待—余命宣告を想定して」169 頁を読まれない)。AI がもたらす社会や経済への影響を検討する鶴光太郎『AI の経済学 「予測機能」をどう使いこなすか』(日本評論社)も併せて参照されたい。

また、BMI (ブレイン・マシン・インターフェース) と呼ばれる技術、つまり機械を脳に接続して双方の間で直に情報のやり取りを行うテクノロジーが現在確立しつつある。これにつき、小林雅一『ブレインテックの衝撃—脳×テクノロジーの最前線』(祥伝社新書)が刺激的である。加えて、紺野大地=池谷裕二『脳と人工知能をつないだら、人間の能力はどこまで拡張できるのか 脳 AI 融合の最前線』(講談社)もある。

なお、当期かかる分野で参照すべき論考である樋笠知恵「医療における AI と法的問題」千葉商大論叢第 58 巻第 2 号 255 頁以下では、昨今の医療 AI の実装化及び利活用の進展を踏まえて、厚生労働省の AI 活用推進懇談会「保険医療分野における AI 活用推進懇談会報告書」が挙げる①画像診断支援、②診断・治療支援、③手術支援、④医薬品開発、⑤ゲノム医療、⑥介護・認知症の重点 6 領域に加えて、ICT/IoT における法的問題を検討している。また、医療 AI の製品化が進み、実装化された場合、こうした技術は多方面に影響を与えるとされる。例えば、病理診断の領域において当該技術の実装化が進展した場合、保険医学にも影響を与えるとされる。これについては、紫牟田綾乃=丸尾伸司「人工知能による病理診断と保険医学」日本保険医学会誌第 119 巻第 1 号 90 頁以下を参照されたい。

ただ、医療 AI を含め「AI」の利活用において、深層学習の過程でバイアスを持った AI が不利な決定を行うことが懸念される。AI があらゆる場面で製品化されて実装化が目指されている実情に鑑みると、「AI をどの程度まで人間が行うべき決定にかかわらせてもよいのか」といったことを検討すべきことを主張する寺田麻佑「第 11 回 AI による自律型機器に関する規律—AI による決定の課題—」法学セミナー第 793 号 72 頁以下、同「人工知能 (AI) 技術の進展と公法学の変容」公法研究第 82 号 (2020 年) 205 頁以下は示唆に富む。

医療 AI の開発に向けて、ビッグデータの活用が何よりも求められるところであるが、当期もこれを巡る「個人情報保護」の議論につき多くの文献がみられる。特に、先般の個人情報保護法の改正は、デジタル社会形成基本法 (令和 3 年法律第 35 号) 及びデジタル庁設置法 (令和 3 年法律第 36 号) の成立に伴って行われたものである (デジタル政策における法的論点を検討する宮下紘「情報をめぐる現代の法的課題 (7) デジタル政策とプライバシーの保護」判例時報第 2503 号 (2022 年) 105 頁以下を参照)。情報化の進展に伴う個人情報の有用性の高まりから、官民の枠を越えたデータの利活用が加速されることで、この阻害要因となる現行の個人情報保護法制の不均衡及び不整合の速やかな是正が必要となったことを受けた大掛かりな改正である。

例えば、ヘルスケアデータ・医療ビッグデータの利活用をめぐる議論 (個人情報保護との関連も含めて) として、村上諭志=野呂悠登「匿名加工情報と学術研究の例外のユースケース

を解説 医療ビッグデータの利活用」ビジネス法務第 20 巻第 8 号（2020 年）42 頁以下、石埜正穂「ヘルスケアデータの利活用と個人情報保護制度」知財管理第 71 巻第 4 号 495 頁以下、中尾(舛方) 葉子「Focus On 医療ビッグデータや人工知能を用いた疾病対策および先端医療の研究開発：人生 100 年時代のデジタルヘルス」内科第 128 巻第 1 号 159 頁以下、實原隆志「個人情報の定義等の統一」ジュリスト第 1561 号 34 頁以下、湯浅壘道「個人情報保護法改正と学術研究・医療への影響」ジュリスト第 1561 号 40 頁以下、堀部政男「公衆衛生と個人情報保護法の交錯点——「公衆衛生の向上及び増進」の明文化を」ビジネス法務第 21 巻第 8 号 1 頁（特に、堀部論文は改正「個人情報保護法」の目的規定が産業振興等経済的側面を重視している点に着目し、これに「公衆衛生の向上及び増進」の文言を加えるべきことを提言する。）。なお、遺伝情報につき、先天性の遺伝性疾患を理由に保険会社の免責を認めた判例を検討する文献として、村岡悠子=加藤和人「遺伝情報の利用規制がもたらす課題——先天性異常による免責が争われた裁判例を踏まえた考察——」生命倫理第 31 巻第 1 号 37 頁以下がある。

病院第 80 巻第 8 号「特集 データヘルスで変わる病院」、看護研究第 54 巻第 6 号「特集 看護学研究の社会実装をめざして——インプリメンテーション研究とデータサイエンスへの期待」（特に、仲上豪二郎「リアルワールドデータと AI がもたらす看護研究のイノベーション——電子カルテデータを用いた褥瘡発生予測の研究を例に」478 頁以下、横田慎一郎「——医療情報部門の実務者が伝えたい——電子カルテデータの取得と加工に役立つスキル」488 頁以下、森田光治良「医療ビッグデータ概論——日本におけるビッグデータ研究の現状とこれから」496 頁以下）、百賢二=武隈洋「医療の質向上，臨床の薬剤師による研究推進を目指した医療ビッグデータの活用」薬学雑誌第 142 巻第 4 号（2022 年）317 頁以下がある。

当期、最も注目すべきは、日本医師会の諮問を受け、2022 年 3 月に取りまとめられた生命倫理懇談会（座長 永井良三自治医科大学学長）の令和 2・3 年度答申「医療 AI の加速度的な進展をふまえた生命倫理の問題」についてである。当該答申は、医療 AI の開発と利用を巡る法・倫理的課題を検討している。例えば、当該答申は、「……医療の進歩には患者に関する多くの情報の活用が必要となる。個人の主体的な参画をどう促しつつ、一方でその限界にいかに取り組みすべきか。こうした保護と活用の両面にまたがる倫理的責任に関する議論に、医師をはじめとする医療者は注目する必要がある。」とし、研究開発における個人情報保護に加えて、「守秘義務と患者・市民による信頼」を課題として挙げている（やや古い議論ではあるが、神坂亮一「わが国の地域がん登録の法的考察——その現状と課題」佐藤雄一郎・小西知世編『医と法の邂逅 第 1 集』（尚学社、2014 年）145 頁以下では、地域がん登録事業の法的性格を巡る議論につき、刑法第 134 条第 1 項における守秘義務の解除の検討を出発点として再考すべきことを主張している。）。これを踏まえると、検討すべき課題のステージが次の段階に進んだように思われる。医療 AI の実装化がこれまで以上に進んだ場合、私たちは、実装化によって生じる課題につき、いかなる法的な解決策が妥当であるかを多面的に議論する必要があるのではないか。

こうした課題に取り組むためには、まずもって、医療 AI の開発がどこまで進んでいるのかといった現状を知り、その上で考えることが何よりも肝要であるように思われる。以下に、かかる分野の現状を理解する上で絶好の文献を挙げたい。

例えば、臨床検査第 64 巻第 8 号「特集 1 AI 医療の現状と課題」（2020 年）（陣崎雅弘・橋本正弘「AI 医療の現状と課題」838 頁以下、佐野元昭＝後藤信一「心電図から冠動脈血行再建術の要否を判断する AI の開発」844 頁以下、西田直生志＝工藤正俊「超音波デジタル画像と AI 診断」850 頁以下、炭山和毅「AI で大腸癌死亡率の低下を目指す」858 頁以下、新津葵一「AI で 30 分後の低血糖を予測する」864 頁以下、丸田秀夫「AI 時代の幕開けと近未来の臨床検査技師像」870 頁以下）がある。Heart View 第 25 巻第 11 号「特集 AI と心臓病診療 日常診療への可能性を探る」（企画・構成 陣崎雅弘慶應義塾大学医学部教授）は、AI 総論から始まり、循環器領域における医療 AI の利活用の現状を紹介しているので非常に有益である。また、放射線医学の領域では、横山健一＝桶川隆嗣「対談——AI の時代における放射線医の役割と展望」杏林医学会雑誌 第 52 巻第 4 号 251 頁以下、Precision Medicine 第 5 巻第 1 号（2022 年）の特集「AI 時代の放射線医学」（赤井宏行「Radiomics と機械学習」1 頁以下、桐生茂「放射線医学における AI について」8 頁以下、寺田康彦・宮坂知樹「AI と MR 画像再構成」10 頁以下、國松聡「中枢神経画像における AI 活用：現状と展望」15 頁以下、木戸尚治「胸部領域における AI」19 頁以下、八坂耕一郎「腹部領域における AI」23 頁以下、平田健司＝工藤與亮「最新の研究から見る核医学の AI 利用」27 頁以下、有村秀孝＝二宮健太他「放射線治療における precision medicine を目指した AI 技術」31 頁以下）がある。

なお、AI が医療現場の多方面で臨床応用されつつある現状につき、その一例として「外科領域」における応用が挙げられる。例えば、AI 基盤拠点病院（いわゆる「AI ホスpital」）を目指す大阪大学医学部附属病院の主として外科領域での取り組みを紹介する三吉範克＝川崎良＝江口英利＝土岐祐一郎「1.大阪大学における AI ホスpitalと消化器外科領域における取り組みの現状と展望」外科第 83 巻第 11 号 1153 頁以下、手術支援ロボットに AI を搭載した技術につき、手術ナビゲーションが行った臓器判断を内視鏡操作支援システムにフィードバックし、内視鏡ロボットを自動で操作する運転支援システムを内視鏡操作システムに実装化したシステムを紹介する小坂太一郎＝足立智彦＝藤田拓郎＝足立利幸他「4.AI 搭載ロボット型手術支援システムの開発と今後の展望」外科第 83 巻第 11 号 1171 頁以下は最先端の医療技術が理解できる格好の文献である。特に、看護の領域ではあるが、AI ホスpitalにつきわかりやすく概説する「特集 AI ホスpitalって何？」看護第 73 巻第 15 号 64 頁以下（加藤泰朗「AI で未来の病院はどう変わる？」64 頁以下、瀬戸僚馬「近未来の看護記録——デジタル社会に即した記録像の共創に向けて」71 頁以下、森口真由美「近未来の病棟——AI と共存しながら自由な発想で看護を創造する」76 頁以下の各論考を読みたい。）がある。

（神坂 亮一）

15 公衆衛生・地域保健

本年度から、公衆衛生と地域保健の項目を一体化することとなった。とはいえ、昨年に引き続き、本項は本年度も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する文献が大部分を占める。本年も、いわゆるコロナ禍にあることを前提としてはいるものの、昨年以上に文献を厳選し、医事法・生命倫理分野の論攷とはいえないもの、たとえば労働関係、司法制度、学校教育をはじめとして特定の制度のあり方などを論じることに主眼が置かれているようなものについては紹介を控えることとした。

年報医事法学 36 号は、医事法学会第 50 回研究大会（2020 年 11 月 29 日）におけるシンポジウム「感染症と医事法」の記録として以下の各論稿を掲載した。中村好一「感染症と公衆衛生——医事法の観点も踏まえて」（33 頁以下）、渡辺晃紀「感染症・COVID-19 対策における保健所の業務と課題」（47 頁以下）、佐藤雄一郎「感染症医療制度の医事法学上の位置づけと現状の検討」（58 頁以下）、井上悠輔「感染症予防と『国民の責務』規定」（65 頁以下）、河嶋春菜「感染症の危機における人権保障」（74 頁以下）、磯部哲「感染症の法と医療に関する医事行政法的考察」（84 頁以下）、および、指定発言として、大下宗亮「愛媛大学医学部付属病院における新型コロナウイルス感染症診療の経験」（94 頁以下）、船橋亜希子「刑法学の立場から」（98 頁以下）。例年通り、報告を受けてなされた総合討論（104 頁以下）も収録。

なお、同企画の報告者による特集が医事業務 607 号「特集・感染症と医事法」にて組まれている（中村好一「医事法の観点における公衆衛生の現状」、佐藤雄一郎「新型コロナウイルス感染症治療と医療計画・医療機能分化」、井上悠輔「パンデミック下での人権問題を考える」、河嶋春菜「感染症法と患者の人権」、磯部哲「感染症の法と医療——法治主義と健康保護のバランス」）。

磯部哲「新型コロナウイルス感染症対策と法——医事行政法の観点から」学術の動向 27 巻 3 号 34 頁以下は COVID-19 に関する法制度を俯瞰的に解説する。土井翼「日本における COVID-19 対策と感染症法制」行政法研究第 43 号 63 頁以下は、感染症法制の運用面における特徴と問題点を指摘するとともに、検疫法、感染症法、新型インフルエンザ等特措法の概要とそれに対する評価と述べる。戦前に遡り、近代日本の感染症対策を主に危機管理の観点から再確認するのが新川達郎「感染症対策の歴史的展開と新型コロナウイルス感染症対策——感染症に関する危機管理の課題——」立命館法学 399=400 号 692 頁以下。磯部哲=神里達博=柳元伸太郎=和田耕治=米村滋人（司会）「座談会 感染症のリスク評価と法規制」L&T92 号 1 頁である。近時の法改正につき、とりわけ罰則に着目して述べるのが川本哲郎「特措法・感染症法の改正——罰則の検討を中心にして」同志社法學 73 巻 1 号 1 頁以下。他国との比較による日本の特色に着目したものとして、矢野義昭「感染症対策関連法規の国際比較と日本の関連法制の特色：権限と強制性を焦点に」防衛法研究 45 号 231 頁以下。行政法学者および医学者の立場からの感染症対策に関する評価として、磯部哲=鈴木基「対談 新型コロ

ナ対策と法」週刊医学界新聞 3456 号 1 面以下。法哲学的な視点からの考察として、松尾陽「コロナ禍における多様な規制手法とその制御のあり方——ポスト／ウィズ・コロナの法哲学」学術の動向 27 巻 3 号 40 頁以下。他方、政治思想史的観点から今般の感染症禍の評価として重田園江「コロナ禍の公衆衛生——既視感と新しさ」と学術の動向 27 巻 3 号 12 頁以下。また、パンデミック対策のために行われる政策のうち、市民的自由の制限、公平な資源配分、予防行動の責任との倫理的課題について論じるのが児玉聡「COVID-19 パンデミックと公衆衛生倫理の三つの課題」生命倫理 31 巻 1 号 4 頁以下である。

COVID-19 に関連して医療資源の分配やトリアージの問題に関しては、法学の立場から、さらには生命倫理学をはじめとする多分野から考察がなされている。川口浩一「新型コロナウイルスと刑法——コロナ・トリアージについて（上）」法律論叢 94 巻 1 号 143 頁以下、矢田陽一「コロナ禍におけるトリアージと刑事責任」比較法制研究 44 号 101 頁以下、美馬達哉「COVID-19 があぶりだしたトリアージ問題——生政治と生命倫理の交点——」生命倫理 31 巻 1 号 12 頁以下、池谷壽夫「コロナ禍における『トリアージ』と優生思想の台頭」人間と教育 109 号 28 頁以下、島菌進「感染症による危機的事態での倫理課題：トリアージと人のいのちの選別」保健の科学 64 巻 3 号 171 頁以下など。

感染症対策について人権との関係で考察する文献は今年度も多くみられた。江藤祥平「生の政治と身体的自由」学術の動向 27 巻 3 号 18 頁以下は公衆衛生と身体的自由との関係に着目し、日本の COVID-19 対応に特有の問題点を指摘する。その他、秋山肇「COVID-19 対策と日本国憲法が保障する人権：新型インフルエンザ等対策特別措置法に着目して」F1000Research, 10:230、根岸陽太「感染症対策の生政治（Bíos）に抗する『尊厳ある生への権利』——免疫（Immunitas）から共同体（Communitas）へ」国際人権 32 号 16 頁以下、川本哲郎「新型コロナウイルス感染症対策と人権」同志社法学 73 巻 2 号 1 頁以下、棟居徳子「新型コロナウイルス感染症対策の人権影響評価——新型コロナウイルス感染症の人権への影響をモニタリングするための指標の特定——」国際人権 32 号 9 頁以下、河嶋春菜「COVID-19 に対峙する感染症法制の枠組み——憲法・医事法の観点から」国際人権 32 号 21 頁以下、河嶋春菜「感染症患者の入院制度と人身の自由の保障」憲法理論叢書 29 号 77 頁以下、辻村（伊藤）貴子「新型コロナウイルス感染症と法の関わり——日本における行動制限措置と偏見差別をめぐって——」国際交通安全学会誌 46 巻 1 号 22 頁以下など。

法律時報 93 巻 12 号は特集「統治と専門家——新型コロナ対策から見る日本の憲政」を組む。なかでも COVID-19 に関するものとして、武藤香織・磯部哲・米村滋人・曾我部真裕・佐藤信・山本龍彦（司会）「座談会・コロナ対策における専門家と／の政治」（7 頁以下）、瀬畑源「公文書管理・情報公開からみる政治：新型コロナウイルス感染症関連会議の議事録問題」（42 頁以下）。その他、内山真由美「新型コロナウイルス感染症対策における専門家、政府、知事の役割」佐賀大学経済論集 53 巻 4 号 35 頁、安田理恵「医事法における行政・専門知・権利利益の構造——COVID-19 まん延下で生じた、希少な医療資源の分配からの排除——」本多滝夫=豊島明子=稲葉一将編『転形期における行政と法の支配の省察』（法律文化社）120

頁以下。

なお、地方公共団体の権限については市橋克哉「新型コロナウイルス感染症と地方自治体」法の科学 52 号 118 頁以下、日本の COVID-19 対策における保健所の役割とそこからみえてきた問題について金井利之「保健所等による配給・統制経済の限界——行政学・組織論から見た国・自治体によるコロナ禍へのコロナ対策禍」学術の動向 27 巻 3 号 25 頁以下。ワクチン接種をめぐる中央と地方の権限の問題については曾我謙悟「ワクチン接種における中央・地方関係」都市問題 113 号 12 頁以下、主に保健所の機能に着目したものとして、平川則男「公衆衛生の環境変化に伴う保健所機能の変遷と課題 新たな感染症の時代を踏まえて」自治総研 513 号 1 頁以下、松谷有希雄=白井千香=和田耕治「鼎談 新型コロナウイルス感染症と公衆衛生の役割：保健所の体制強化に向けて」社会保険旬報 2826 号 6 頁以下など。なお、資料として冨岡公子ほか「保健所における新型コロナウイルス感染症への対応」日本公衆衛生雑誌 69 巻 6 号がある。

その他、歴史的な観点からは、永島毅「保健医療と政府の役割の史的変化」歴史評論 859 号 47 頁以下がある。

2021 年度から 2022 年度にかけて、新型コロナウイルスワクチン接種が進んだことに伴い、ワクチンに関する議論も活発になされた。基本的な制度と課題については、磯部哲「コロナ禍におけるワクチン接種の仕組みとその課題」都市問題 113 号 4 頁以下。遠藤賢治「ワクチン——優先順位・接種証明書<コロナ禍社会における法的諸問題 17>」判例時報 2480 号 105 頁以下、川本哲郎「予防ワクチン接種と法」同志社法学 73 巻 5 号 1 頁以下、大林啓吾「新型コロナの憲法問題に関する覚書——ロックダウンとワクチンを中心に——」千葉大学法学論集 36 巻 2 号 70 頁以下。自治体による接種の実施状況や対応については、上昌広「集団接種をめぐる自治体の対応」都市問題 113 号 18 頁以下を参照。ワクチン接種に関する情報発信については佐久間智之「『伝える広報』から『伝わる広報』へ——接種をめぐる情報発信のあり方」都市問題 113 号 23 頁以下。予防接種の健康被害救済制度については、河野敬「新型コロナワクチン接種と健康被害の救済」都市問題 113 号 30 頁以下。

なお、日本における検査体制、医療体制、入国規制、ワクチン、給付金、経済再生など様々な事項につき今般の感染症対策の問題点を指摘する阿部泰隆『新型コロナ対策の法政策的処方せん』（信山社）が、また、「2020 年以降の世界的な新型コロナ感染拡大による社会の変化と連続性を明らかにし、新たな社会の在り方や学問の役割を構想する学問」であるポスト・コロナ学の観点から、今後の社会における様々な課題に関し考察する論文集、秋山肇編『パンデミックと社会の変化・連続性、そして未来』（明石書店）が上梓されている。

海外諸国における COVID-19 の状況や対策に関する文献も多く見られた。以下ではおおまかに国や地域別にまとめることとする。

まず、ドイツに関しては、横田明美『コロナ危機と立法・行政 ドイツ感染症予防法の多段改正から』（弘文堂）が上梓された。ドイツにおいて海外留学中であった著者の現地における実感を背景として 2020 年 3 月から 2021 年 8 月までのドイツ感染症予防法改正、ワクチ

ン接種戦略などを網羅的に紹介、考察する。

その他、寺井麻也「ドイツにおける新型コロナウイルスへの対応」**健保連海外医療保障 128 号 30 頁以下**をはじめとして、**外国の立法 286-1 号**から **291-1 号**所収の各解説がある（泉眞樹子「コロナパンデミック対策——病院未来法連邦選挙法等改正、第 3 次住民保護法、農業市場法規第 3 次改正法」外国の立法 286-1 号 4 頁以下、泉眞樹子「コロナパンデミック第 2 波中の関連法制定——国勢調査延期、各種所得補償の延長・拡充、医療看護介護関連等」外国の立法 286-2 号 2 頁以下、泉眞樹子「全国規模流行状況の継続、第 3 次コロナ税制支援法、社会保護パッケージⅢ、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」外国の立法 287-2 号 2 頁以下、泉眞樹子「第 4 次住民保護法（「緊急ブレーキ」等）、ワクチン接種者・回復者等への規制免除、入国規制、教育への免除等、季節労働者特例」外国の立法 288-1 号 2 頁以下、泉眞樹子「全国規模の流行状況継続、2021 復興支援法による感染症予防法等改正、接種・検査・入国関係、労働関係、介護保険関係の規則」外国の立法 289-2 号 2 頁以下、泉眞樹子「連邦・州合意に基づくコロナ対策——感染症予防法・安定化基金法等改正、防護措置免除規則・接種規則・検査規則等改正」外国の立法 290-2 号 4 頁以下、泉眞樹子「ワクチン接種、検査、防護措置免除、入国に係る規則の改正」外国の立法 291-1 号 10 頁以下）がある。

フランスについては、フランスにおける COVID-19 対策についてまとめる寺井麻也「フランスにおける新型コロナウイルスへの対応」**健保連海外医療保障 128 号 42 頁以下**および笠木映里「新型コロナウイルス感染症と医療供給体制 フランスの対応」**週刊社会保障 3127 号 44 頁以下**、衛生パス（passe sanitaire, ワクチン接種証明、陰性証明、回復証明のいずれか）について解説する植野妙実子「フランスにおける衛生パス」**法と民主主義 562 号 39 頁以下**がある。他方、植村哲=野村知宏=神林真美香=谷剛史=畑中雄貴「フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的な分析（一）新型コロナウイルス感染症への対応と基礎的自治体の役割（一）」**地方自治 892 号 49 頁以下**、同「フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的な分析（一）新型コロナウイルス感染症への対応と基礎的自治体の役割（二）」**地方自治 893 号 56 頁以下**は感染症対策を通して地方行政のあり方などについて考察する。予防接種制度につき河嶋春菜「フランスの義務予防接種制度と人権保障」**帝京法学 34 巻 2 号 389 頁以下**。

その他、**外国の立法 287-1 号**から **291-1 号**所収の各解説がある（三輪和宏「再度の公衆衛生上の緊急事態について定めるデクレと法律」外国の立法 287-1 号 6 頁以下、奈良詩織「公衆衛生上の危機の終結の管理に関する法律」外国の立法 288-2 号 6 頁以下、奈良詩織「公衆衛生上の危機の管理に関する法律」外国の立法 289-1 号 2 頁以下、奈良詩織「公衆衛生上の警戒の諸規定に関する法律」外国の立法 290-2 号 2 頁以下、奈良詩織「COVID-19 関連 2 法（ワクチン・パス、後遺症）」外国の立法 291-1 号 6 頁以下）。

なお、ベルギーにつき、とくに刑事法関連の対策に関して末道康之「ベルギーにおける新型コロナウイルス感染症対策と刑事法の対応」**南山法学 44 巻 3=4 号 1 頁**がある。

イタリアにおいては、ワクチン接種に関して医療従事者と 50 歳以上の者につき未接種の場合、罰則に加えて、職場への立ち入り禁止が法定されている。同国に関し、芦田淳「新型コロナウイルス接触確認アプリの導入とその評価」外国の立法 286-1 号 8 頁以下、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策：感染症抑止のための制限措置を踏まえた事業者への助成等」外国の立法 286-2 号 6 頁以下、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策——感染リスクに応じた地域区分と各区分における制限措置——」外国の立法 287-2 号 6 頁以下、芦田淳「ワクチン接種の義務付けのための立法——職種・年齢による設定」ジュリスト 1568 号 77 頁、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策：ワクチン接種等証明書の導入と利用」外国の立法 289-1 号 10 頁以下。

その他欧州に関して、濱野恵「EU 域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告」外国の立法 286-1 号 2 頁以下、濱野恵「EU デジタル COVID 証明書規則の公布、域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の再改正」外国の立法 288-2 号 2 頁以下、田村祐子「(イギリス) COVID-19 との共生計画の公表：規制撤廃へ」外国の立法 291-1 号 4 号以下。

アジア、オセアニアに目を移すと、まずは韓国に関し、中村穂佳「公衆保健危機に対応するための医療製品の開発促進及び緊急時の供給等に関する法律の制定」外国の立法 287-2 号 8 頁以下、シンガポールについて日野智豪「シンガポール 新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法の改正」外国の立法 286-1 号 16 頁以下、日野智豪「シンガポール 第 3 次改正新型コロナウイルス感染症（暫定措置）」外国の立法 286-2 号 8 頁以下、日野智豪「新型コロナウイルス感染症(暫定措置)法の改正：コロナ関連個人情報の犯罪捜査への利用等」外国の立法 288-2 号 18 頁以下、フィリピンにつき、日野智豪「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種プログラム法」外国の立法 287-2 号 10 頁以下の各解説がある。台湾については、湯野基生「感染症まん延緊急期間司法手続特別条例の制定」外国の立法 289-1 号 39 頁、および、COVID-19 対策特別立法である「重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例」の全訳を含む上拂耕生「台湾における新型コロナウイルス感染症対策の特別立法：重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例など」アドミニストレーション 28 巻 1 号 124 頁以下がある。中国については岡村志嘉子「『コロナ』対策立法とバイオセキュリティ法<海外法律情報/中国>」ジュリスト 1555 号 83 頁。

他方、オーストラリアの予防接種制度について内海和美「2021 年オーストラリア予防接種登録改正（報告）法」外国の立法 288-1 号 8 頁以下がある。

アメリカについては、尾上修悟『コロナ危機と欧州・フランス：医療制度・不平等体制・税制の改革へ向けて』（明石書店）も参照されたい。ワクチン接種義務化の動向については前澤貴子「アメリカにおける新型コロナワクチン接種義務化をめぐる動き」ジュリスト 1563 号 72 頁以下および裁判例を詳しく取扱った金田耕一=島田裕平=竹下雄太=細野由莉亜=宮崎理紗=池田有梨奈「新型コロナウイルスのワクチン接種義務化をめぐる米国裁判例の動向と検討」人文×社会 2 巻 5 号 123 頁以下があるほか、辻雄一郎「COVID-19 と米国最高裁——カリフォルニア州を中心に——」法律論叢 94 巻 4=5 号 173 頁以下が感染症に関連してなされ

た州による規制に関して裁判所が示した判断を取り上げ、専門的判断をなす行政と司法との関係について考察する。今般明らかになった医療保険制度の課題とバイデン大統領の改革案に関しては、山岸敬和「コロナ禍とバイデンケアの行方」歴史評論 854 号 16 頁以下がある。なお、アメリカにおける感染症対策法制の背景などについては、ヴェルナー・トレスケン（著）・西村公男=青野浩（訳）『自由の国と感染症 法制度が映すアメリカのイデオロギー』（みすず書房）を参照されたい。

* * *

COVID-19 以外の公衆衛生における問題としては、薬物問題に関する論稿がみられた。日本の指定薬物制度に現在存在する問題点を指摘する三重野雄太郎「指定薬物制度に関する一考察」佛教大学社会学部論集 74 号 87 頁以下は「7 薬機法関連（医薬品・医療機器）」の項で取り扱う。海外の問題については、市川直子「薬物問題へのフランス法の見取り」城西現代政策研究 14 巻 2 号 21 頁以下、井樋三枝子「オピオイド蔓延への対策立法」ジュリスト 1566 号 109 頁などがある。アメリカのオピオイド蔓延対策はここ数年問題の大きさが指摘されているが、同剤に一定の効用が認められるだけに対策が困難であると考えられるなか、立法により事態が進むのか、注視する必要があるだろう。

また、平成 25 年 6 月 14 日付厚生労働省通知「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について」（健 発 0614 第 1 号）が、令和 3 年 11 月 26 日付で廃止されたことにもない接種勧奨が再開された子宮頸がんワクチン問題についてまた安全かつ適切なワクチン行政のあり方を考えるための 1 冊としてメアリー・ホーランド=キム・M・ローゼンバーグ=アイリーン・イオリオ（著）・別府宏暁（監訳）『子宮頸がんワクチン問題』（みすず書房）を紹介したい。

地域保健については、嘉山孝正「コロナからみえた地域医療の課題 自治体の役割、直接的な感染対策」Nikkei global418 号 52 頁以下があるほか、COVID-19 関連文献中にて紹介した。なお、渥美一弥=浮ヶ谷幸代=佐藤正章=星野晋編著『医師と人類学者との対話 ともに地域医療について考える』（協同医書出版社）は地域医療の現場における課題を探るうえで参考となるだろう。

（小谷 昌子）

16 その他

藤本大士『医学とキリスト教 日本におけるアメリカ・プロテスタントの医療宣教』（法政大学出版局）は、アメリカから日本に派遣されたプロテスタント宣教師、とりわけ医師の資格を有する医療宣教師が、明治期以降ドイツ式の医学教育が推し進められていた日本においていかなる役割を担ったのかを医学史という視点から網羅的に研究する。他方、畑中章宏『医療民俗学序説 日本人は厄災とどう向き合ってきたか』（春秋社）は疫病や天変地異などの「厄災」と人びとがそれに対してどのように対応してきたのかを民俗学的視点から述べる。日本における病の治癒と宗教や信仰、さらには民間伝承などの結びつきは興味深い。

他方、我が国のイスラーム医学研究は徐々に蓄積されているが、その概要を知るうえで有益な図書の存在は少ないとされてきた。当期、それを補う文献として、マンフレッド・ウルマン『イスラーム医学』（青土社）はとても貴重である。

優生学および優生思想について、歴史的な経緯を踏まえて繙く文献もみられた。我が国で優生学がいかに定着してきたかを「断種」を通して検討する文献として、本多創史『近代日本の優生学〈他者〉像の成立をめぐる』(明石出版、2022年)がある。中野智世＝木畑和子＝梅原秀元＝紀愛子『「価値を否定された人々」 ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」』(新評論)は、ナチス・ドイツの政策の思想的背景、政策決定のプロセスを明らかにしつつあらためて人間の価値とはなにかを考察する。

原爆被爆者に対する医療給付を巡る裁判を素材に、その司法判断につき生命倫理学の観点から検討する亀井修＝瀬戸山晃一「放射線被ばくにおける科学と司法判断の生命倫理的考察」*Studia humana et naturalia* (京都府立医科大学) 第 55 号 69 頁以下がある。関連する文献として、ハワード・スティーヴン・フリードマン (著)、南沢篤花 (訳)『命に〈価格〉をつけられるのか』(慶應義塾大学出版会)は、訴訟における賠償額や 9・11 同時多発テロの犠牲者家族に支払われた補償金など、人の命につけられたさまざまな「価格」に着目する。

営利的言論とされるサプリメントの健康強調表示に対する規制の合憲性につき、米国の判例を素材に検討する奈須祐二「サプリメントの健康強調表示 (health claims) 規制の合憲性——アメリカにおけるヘルスケア分野の営利的言論法理の一考察」西南学院大学法学論集第 54 巻第 1 号 1 頁以下がある。また、檜垣宏太＝中曾久雄「製薬会社が処方医に対して行うダイテリング活動のためのデータマイナーズによる処方者識別情報の取得・使用規制が内容及び話者に基づく営利的言論規制であり高められた (heightened) 審査が妥当するとされた事例——*Sorrell v. IMS Health Inc.*, 564 U.S. 552 (2011)——」愛媛大学教育学部紀要第 68 巻 243 頁以下も併せて参照されたい。なお、サプリメントなどの広告も含めて営利広告の規制につき論じる文献として、橋本基弘「営利広告規制と情報パターンリズム」法学新報第 124 巻第 7 号 (2017 年) 77 頁以下を読んでもらいたい。

脊髄損傷医療と脊髄損傷患者につき歴史的沿革をたどって、この治療法が再生医療研究

へと至る過程を克明に検討する坂井めぐみ『「患者」の生成と変容 日本における脊髄損傷医療の歴史的研究』（晃洋書房、2019 年）は貴重な業績である。

なお、当期最も注目すべき論考として、「患者の権利」と「患者の安全」をバイオエシックスの観点から論じる木村利人「バイオエシックスと患者の権利・患者の安全」精神科 40 巻 2 号（2022 年）139 頁以下がある。医療関係者は、「患者が主体的に医療に参加することは、医療者と患者との平等な「尊厳」を持った人間としての信頼関係における「協働作業」である。」（144 頁）との著者の言葉を改めて胸に刻む必要があるのではないか。

（神坂 亮一・小谷 昌子）